



第4期上天草市障がい者計画

(令和6年度～令和11年度)

上天草市

ごあいさつ

本市におきましては、平成30年3月に策定した「上天草市障がい者計画」を基に、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、差別の禁止などの社会的障壁の除去に資するため「安全・快適な暮らしづくり」を基本理念に障がい者施策を推進してまいりました。

この間「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正等の大きな動きが見られました。こうした中、障がいのある人をはじめ、すべての人が積極的に社会参加し、互いに人格と個性を尊重して支え合う「地域共生社会」の実現には、事業者及び市民の幅広い理解のもとで、環境整備に係る取組を含め、多様な主体が自らのこととして考え、参画することが必要であり、人と人、人及び資源が世代を超えてつながることで、豊かな社会へとつながっていくものと考えております。



本計画では、基本理念である「安心・快適な暮らしづくり」を継承し、基本理念を実現するために、「障がいの理解の促進」「自立した生活への支援」「保健・医療の充実」「保育・教育の充実」「雇用・就労の支援」「生活環境の充実」「社会参加・交流の促進」「差別の解消・権利擁護の推進」といった目標を掲げ、まちづくりを進めていきます。今後、計画の推進にあたりましては、地域の特性を生かし、地域にある資源を活用して、市民の皆様や関係者の皆様と行政が協働するための取り組みが必要不可欠です。引き続き、皆様の御支援と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、上天草市障がい者計画及び障がい福祉計画策定検討委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆さま、関係機関及び関係団体の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和6年3月

上天草市長 堀江 隆臣

目 次

第 1 章	計画の概要	1
1-1	計画の趣旨	1
1-2	計画の位置づけと他計画との関係	2
1-3	計画の期間	2
1-4	目指す姿	2
第 2 章	計画の背景	3
2-1	国および県の動向	3
2-2	障がい者(児)の現状	5
2-3	アンケート調査結果	8
第 3 章	計画の基本的な方針	26
3-1	基本理念・基本的視点	26
3-2	基本目標および施策体系	28
第 4 章	施策の展開	29
4-1	障がいの理解の促進	29
4-2	自立した生活への支援	31
4-3	保健・医療の充実	33
4-4	保育・教育の充実	35
4-5	雇用・就労の支援	37
4-6	生活環境の充実	40
4-7	社会参加・交流の促進	43
4-8	差別の解消・権利擁護の推進	45
第 5 章	計画の推進	47
5-1	計画の推進体制	47
5-2	進行管理・評価体制	47
巻末資料		
アンケート		48

第1章 計画の概要

1-1 計画の趣旨

本市では、国・県の障がい者施策に関する基本方針のもと、平成30年度から令和5年度までを計画期間とする「第3期上天草市障がい者計画」を策定し、障がい者（児）に対して、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、差別の禁止などの社会的障壁の除去に資するため「安心・快適な暮らしづくり」を基本理念に各施策を推進してきました。

この間、国においては、令和3年に障害者差別解消法改正法の成立、令和4年に「障害者基本計画（第5次）の策定に向けた障害者政策委員会意見」が取りまとめられ、障がい者施策の大きな方向性、取組むべき政策課題等について議論が行われてきました。「一人ひとりの命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を共有できる共生社会、「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標）の理念とも軌を一にした、障がいの有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会の実現など、目指すべき社会の姿を念頭に置き、「障害者基本計画（第5次）計画期間：令和5年度から令和9年度」が策定されました。また、県においても「第6期熊本県障がい者計画（くまもと障がい者プラン）（計画期間：令和3年度から令和8年度）」が策定され、障がいのある人の自立と社会参加の支援等に向けた施策の推進が図られているところです。

この度「第3期上天草市障がい者計画」が令和5年度末をもって終了することから、国・県の動向を見据え、これまでの基本理念及び障がい福祉の充実に向けた各種の施策を継承し、令和6年度からの新たな計画となる「第4期上天草市障がい者計画」を策定するものです。

※「障がい」の表記について

法令、条例、規則や固有名称等を除き、「障がい」と一部ひらがな表記を行っています。

１－２ 計画の位置づけと他計画との関係

本計画は、障害者基本法第１１条第３項に規定された市町村障害者計画として策定するものであり、本市における障がい者（児）のための施策に関する基本的な事項を定め、すべての障がい者（児）が安心して自立した生活を送るための総合的な計画として推進するものです。

本計画は、「上天草市総合計画」をはじめ、関連する「上天草市地域福祉計画」、「上天草市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」、「上天草市災害時要援護者避難支援計画」、「上天草市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「上天草市子ども・子育て支援事業計画」、「上天草市健康づくり推進計画」、「上天草市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（特定健康診査等実施計画）」などの各種計画との整合や連携を図ります。

１－３ 計画の期間

本計画は、本市の障がい福祉施策に関して長期的・総合的な視点に基づき推進するものです。本計画の基本理念・基本目標をもとに策定される「上天草市障がい福祉計画及び上天草市障がい児福祉計画」が３年を１期として定める計画となることから、障がい福祉施策を一体となって推進するために、両計画の見直しのサイクルを統一し、令和６年度から令和１１年度までの６年間とします。

１－４ 目指す姿

障がいのある人もない人も、一人ひとりの人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる「共生社会の実現」を目指す姿とし、その実現に向けた取組を総合的に推進することとします。

第2章 計画の背景

2-1 国および県の動向

(1) 第3期計画後（平成30年度以降）の主な法律の施行等は、以下のとおりです。

○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行（平成30年4月）

- ・ 自立生活援助、就労定着支援等による障がい者の望む地域生活の支援
- ・ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等

○「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行（平成30年6月）

- ・ 文化芸術の鑑賞・参加・創造、障がい者の文化芸術活動の幅広い促進
- ・ 障がい者による文化芸術活動に係る地域での作品発表、交流等の促進 等

○「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行（令和元年6月）

- ・ 視覚障がい者等が利用しやすい書籍・電子書籍等の普及、量的拡充及び質の向上
- ・ 視覚障がい者等の障がいの種類及び程度に応じた配慮 等

○「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立（令和元年6月）

- ・ 成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化 等

○「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行（令和2年4月）

- ・ 事業主に対する短時間労働の障がい者の雇入れ及び継続雇用の支援
- ・ 地方公共団体等における障がい者の雇用状況についての的確な把握 等

○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の成立（令和2年5月）

- ・ 施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化
- ・ 車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の促進、広報啓発の取組推進 等

○「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」の施行（令和２年６月）

- ・聴覚障がい者等の電話での意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービスの提供 等

（２）「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の前文に掲げる「共生社会の実現」を目指す姿とし、第６期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン（令和３年度から令和８年度）」では、５つの重点施策が示されています。

１ 県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組

「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」・「障害者差別解消法」に基づき、障がいのある人の権利を擁護する取組、障がいの特性及び障がいに応じた適切な配慮についての理解を深める取り組みを進めます。

２ 地域で安心して生活できるための支援

施設入所者等が地域で安心して生活できるよう、地域生活への移行に向けた支援や地域生活の支援を行います。

また、障がいのある人が地域生活を安心して続けられるよう、福祉、保健、医療等の関係機関の連携のもと、支援体制の充実を図ります。

３ 家族等に対する支援

障がいのある人を身近で支える家族をはじめとする関係者にも寄り添った支援の充実を図ります。

４ 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

障がい特性や障がいの状態、生活実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえ、きめ細やかな支援の充実を図るとともに、障がいのある高齢者など複合的に困難な状況に置かれている障がい者に配慮した支援を促進します。

５ 災害対策や感染症対策の充実による安全・安心の確保

近年の大規模災害の頻発及び感染症の流行を踏まえ、災害や感染症対策に係る体制整備及び日常生活における備えの検討を行い、誰もが安心して暮らせる社会を目指します。

2-2 障がい者（児）の現状

（１）身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、令和４年度は１，６０４人となり年々減少しています。年齢別にみると６５歳以上が８割以上を占め、高齢者の占める割合が高くなっています。

障害種類別にみると、肢体不自由、内部機能障害の順に構成割合が多く、等級別では１級所持者が３割を占めています。

<年齢別身体障害者手帳所持者数の推移>

年齢区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	16人 (0.9%)	17人 (0.9%)	18人 (1.0%)	16人 (0.9%)	13人 (0.8%)	11人 (0.7%)
18歳以上65歳未満	399人 (21.5%)	382人 (21.0%)	359人 (20.3%)	339人 (19.4%)	324人 (19.2%)	304人 (19.0%)
65歳以上	1,440人 (77.6%)	1,417人 (78.0%)	1,390人 (78.7%)	1,391人 (79.7%)	1,347人 (80.0%)	1,289人 (80.4%)
合 計	1,855人	1,816人	1,767人	1,746人	1,684人	1,604人

※各年度３月３１日時点での数値 ※下段の％は各年度の構成比

<障害種類別身体障害者手帳所持者数の推移>

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障害	142人 (7.7%)	139人 (7.7%)	140人 (7.9%)	138人 (7.9%)	129人 (7.7%)	118人 (7.4%)
聴覚・平衡 機能障害	210人 (11.3%)	216人 (11.9%)	223人 (12.6%)	221人 (12.7%)	221人 (13.1%)	203人 (12.7%)
音声・言語・ そしゃく機能障害	20人 (1.1%)	18人 (1.0%)	22人 (1.2%)	22人 (1.3%)	21人 (1.2%)	21人 (1.3%)
肢体不自由	890人 (48.0%)	862人 (47.5%)	840人 (47.5%)	809人 (46.3%)	772人 (45.8%)	748人 (46.6%)
内部機能障害	630人 (32.0%)	638人 (32.0%)	623人 (30.7%)	621人 (31.8%)	621人 (32.1%)	606人 (32.0%)
合 計	1,855人	1,816人	1,767人	1,746人	1,684人	1,604人

※各年度３月３１日時点での数値 ※下段の％は各年度の構成比

<等級別身体障害者手帳所持者数の推移>

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	557人 (31.1%)	549人 (30.2%)	520人 (29.4%)	529人 (30.3%)	521人 (30.9%)	494人 (30.8%)
2級	272人 (14.7%)	263人 (14.5%)	257人 (14.5%)	247人 (14.1%)	231人 (13.7%)	216人 (13.5%)
3級	233人 (12.6%)	228人 (12.6%)	234人 (13.2%)	229人 (13.1%)	218人 (12.9%)	215人 (13.4%)
4級	547人 (29.5%)	544人 (30.0%)	524人 (29.7%)	505人 (28.9%)	481人 (28.6%)	455人 (28.4%)
5級	96人 (5.3%)	93人 (5.1%)	91人 (5.6%)	88人 (4.9%)	85人 (4.9%)	84人 (5.2%)
6級	123人 (5.2%)	135人 (5.1%)	98人 (5.1%)	126人 (5.0%)	127人 (5.0%)	134人 (5.2%)
合 計	1,855人	1,816人	1,767人	1,746人	1,684人	1,604人

※各年度 3 月 31 日時点での数値 ※下段の%は各年度の構成比

(2) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者は前期計画では360人前後で推移していましたが、令和4年度においては375人と増加しており、本市の人口に占める割合を令和元年度と令和4年度を比較すると0.1%伸びています。

また、等級別にみると、B1（中度）が最も高くなっています。

<等級別療育手帳所持者数の推移>

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A1（最重度）	60人 (16.5%)	60人 (16.3%)	61人 (16.8%)	61人 (16.6%)	60人 (16.3%)	58人 (15.5%)
A2（重度）	88人 (24.2%)	93人 (25.3%)	88人 (24.2%)	87人 (23.7%)	87人 (23.6%)	91人 (24.3%)
B1（中度）	129人 (35.4%)	128人 (34.9%)	130人 (35.7%)	134人 (36.5%)	134人 (36.3%)	137人 (36.5%)
B2（軽度）	87人 (23.9%)	86人 (23.4%)	85人 (23.4%)	85人 (23.2%)	88人 (23.8%)	89人 (23.7%)
合 計	364人	367人	364人	367人	369人	375人
人口に占める割合			1.4%			1.5%

※各年度 3 月 31 日時点での数値 ※下段の%は各年度の構成比

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は横ばいで推移しています。1級所持者の割合は減少し、3級所持者の割合が増えています。

手帳は2年ごとの更新申請が必要なため、対象者へは更新勧奨を実施しています。

<等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移>

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	87人 (38.8%)	78人 (37.3%)	72人 (31.4%)	71人 (29.7%)	70人 (30.0%)	68人 (28.0%)
2級	117人 (52.2%)	112人 (53.6%)	135人 (59.0%)	144人 (60.3%)	141人 (60.5%)	146人 (60.1%)
3級	20人 (8.9%)	19人 (9.1%)	22人 (9.6%)	24人 (10.0%)	22人 (9.4%)	29人 (11.9%)
合 計	220人	231人	231人	243人	235人	243人

※各年度3月31日時点での数値 ※下段の%は各年度の構成比

2-3 アンケート調査結果

1 調査の目的

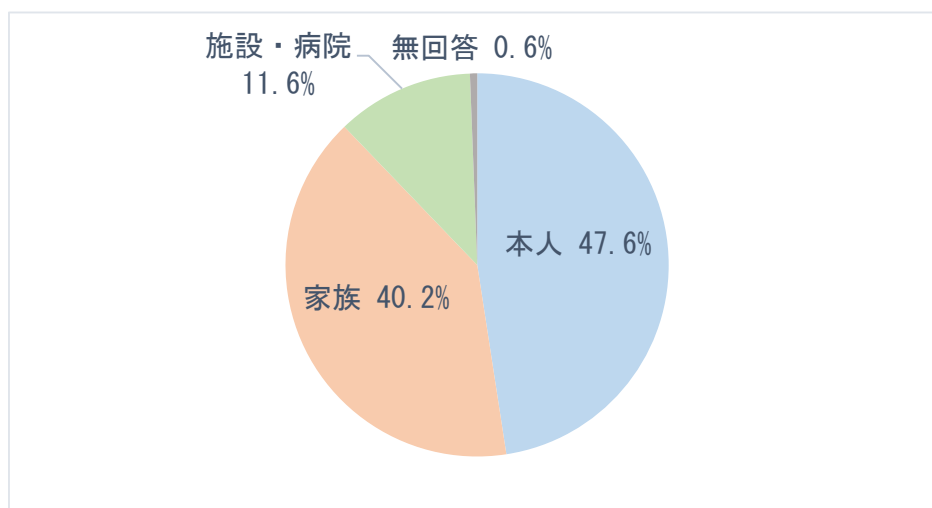
上天草市の障がい者（児）に関する現状や課題を調査し、調査結果を第4期上天草市障がい者計画、第7期上天草市障がい福祉計画及び第3期上天草市障がい児福祉計画策定の基礎資料とすることを目的としています。

2 調査の実施要領

調査期間	令和5年4月17日～令和5年4月28日
調査対象者	上天草市在住の65歳未満の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者より無作為抽出
調査方法	郵送及び訪問による聞き取りによる調査
配布数	374人
回収数	164人
回答率	43.9%

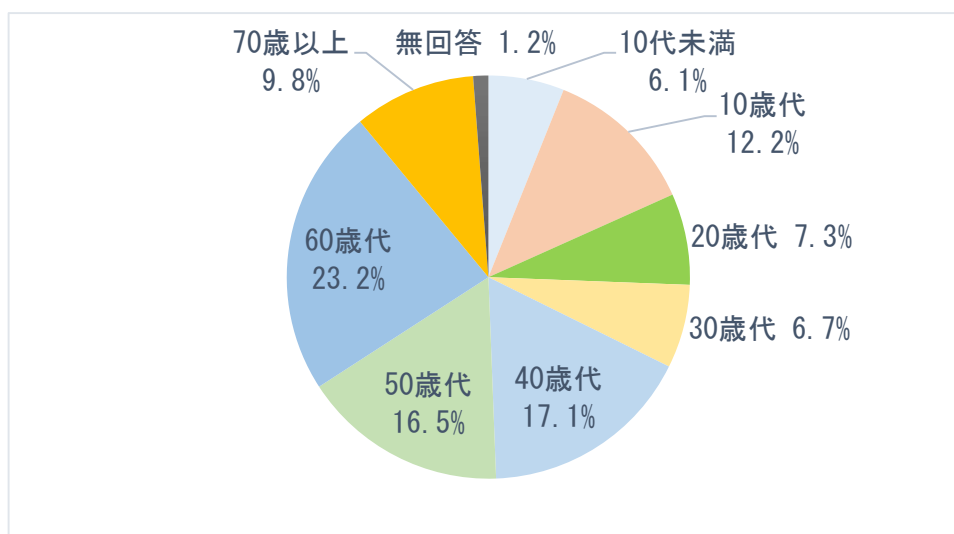
3 回答者の属性

(1) 回答者は「本人」が47.6%で最も多く、次いで「家族」が40.2%、「施設・病院職員」が11.6%となっています。

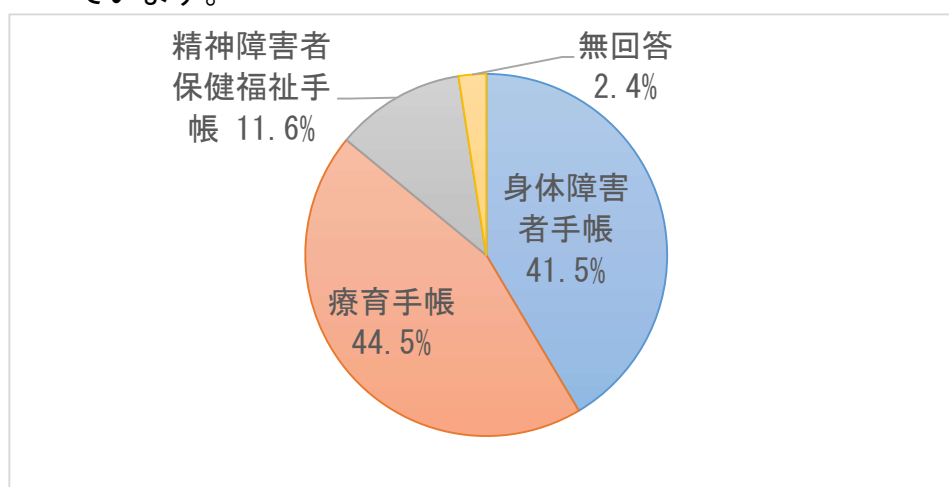


(2) 年代別では「60歳代」が23.2%で最も多く、次いで「40歳代」が

17.1%、「50歳代」が16.5%となっています。



(3) 手帳の種類は「身体障害者手帳」所持者が41.5%、「療育手帳」所持者が44.5%、「精神障害者保健福祉手帳」所持者が11.6%となっています。



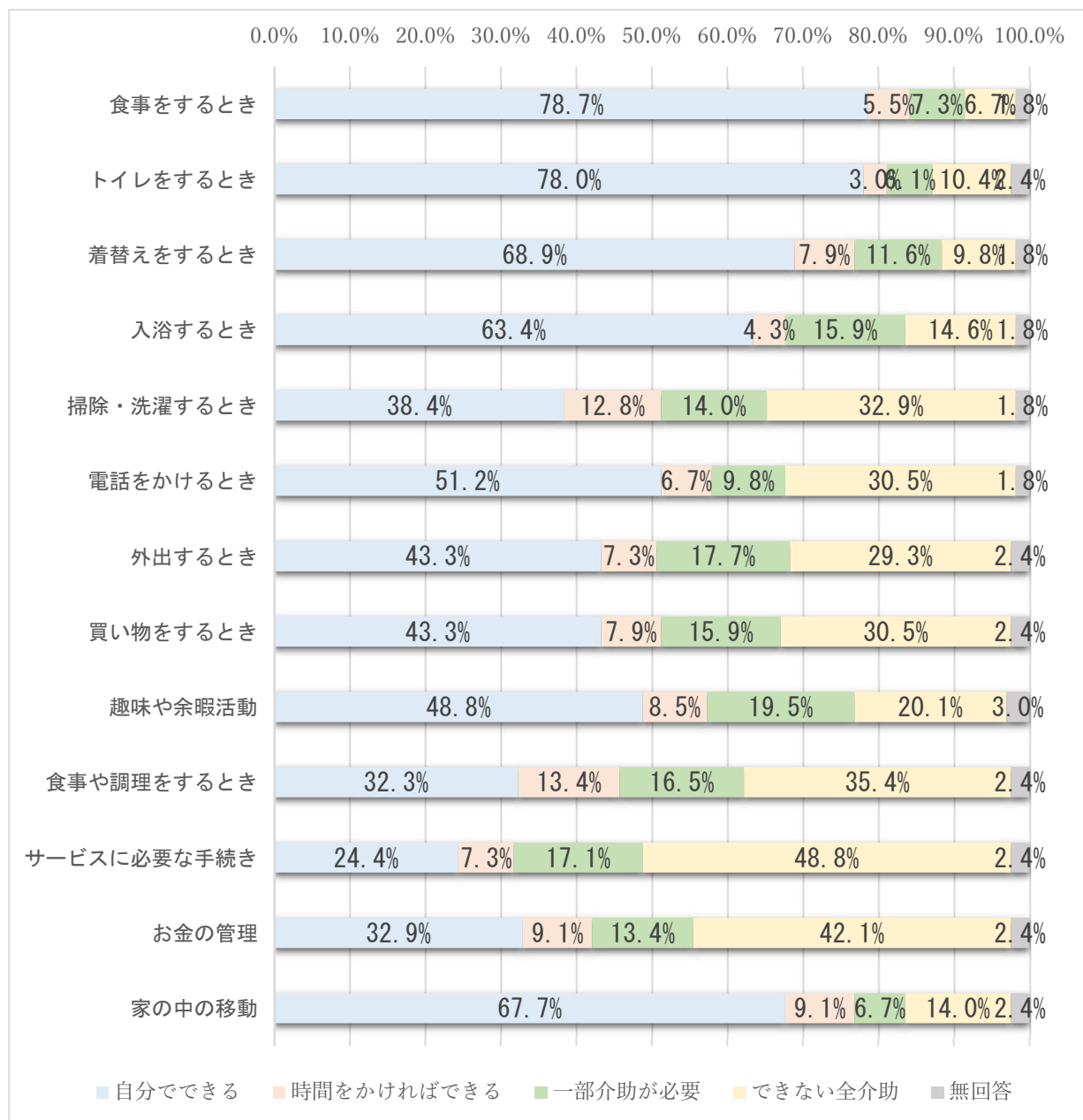
4 質問項目の集計結果

(1) 日常生活について

日常生活において、「自分でできる」割合が5割を下回ったものは、「掃除・洗濯」、「外出」、「買い物」、「食事・調理」、「趣味・余暇活動」、「サービスに必要な手続き」、「お金の管理」があり、「療育手帳」所持者の「自分でできる」割合が低い傾向でした。

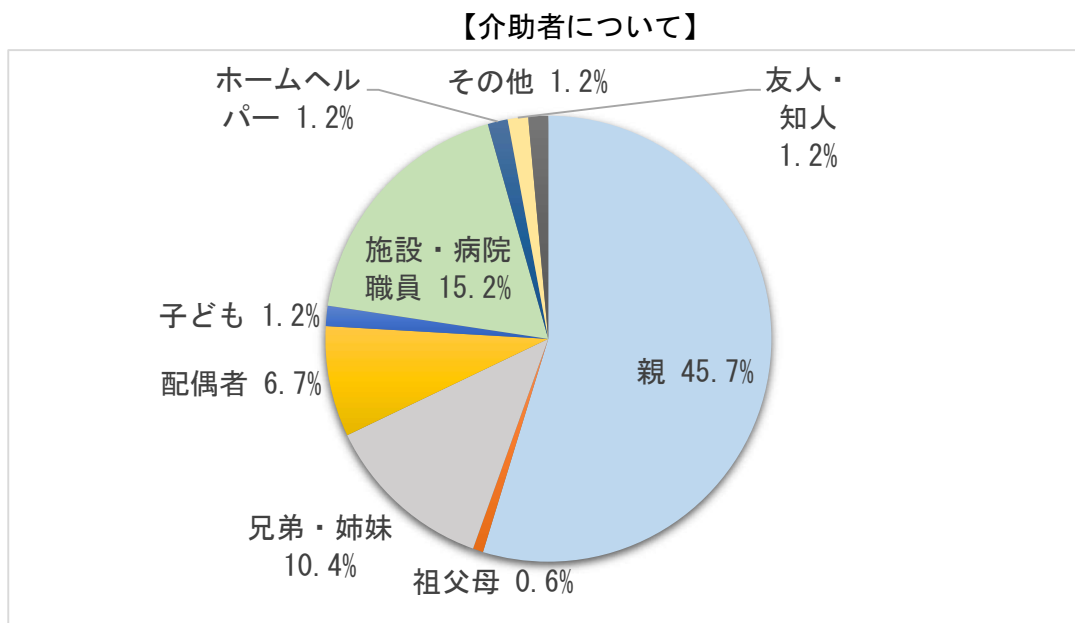
自立した社会生活を送るうえで、IADL（手段的日常生活動作）は必要不可欠なものですので、支援が望まれます。

【日常生活の自立度について】

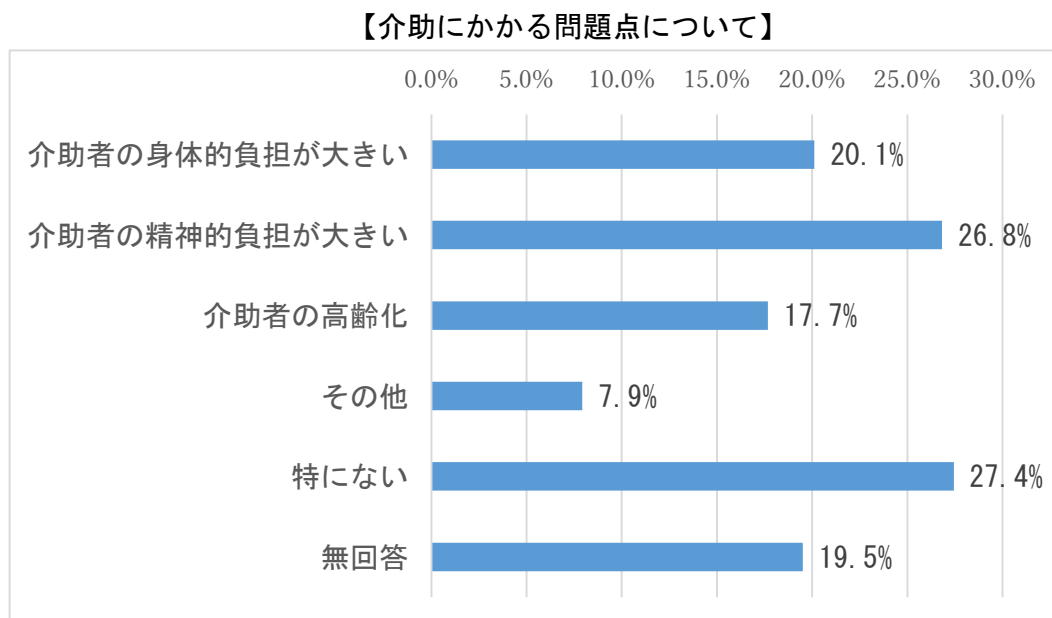


(2) 介助者について

主な介助者については、45.7%が親（父・母）であり、年代は60歳代が最も多く、60歳以上が40%を占めています。健康状態は「よい」22.0%と「ふつう」53.7%で75%を占める状況です。また健康状態が「よくない」と回答する割合は1割以下でしたが、「精神障害者保健福祉手帳」所持者の介助者においては26.3%と2割を超えていました。



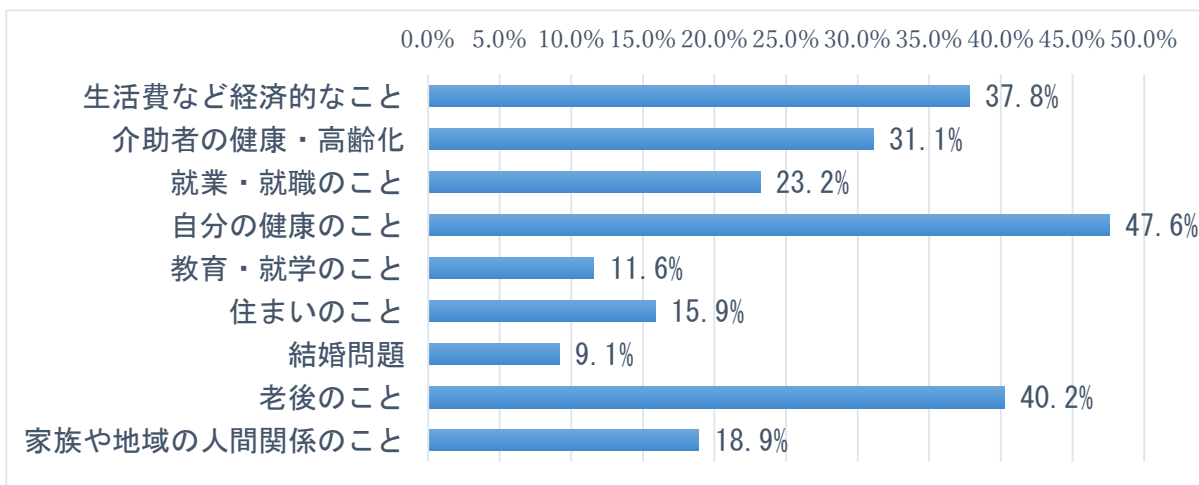
介助にかかる問題点については、「無回答」、「特にない」以外では「介助者の精神的負担が大きい」が一番高く26.8%、次いで「介助者の身体的負担が大きい」が20.1%を占め、その中での介護者の年代別では、「60歳代」・「80歳以上」において高い割合にありました。



(3) 現在の生活における不安や悩み

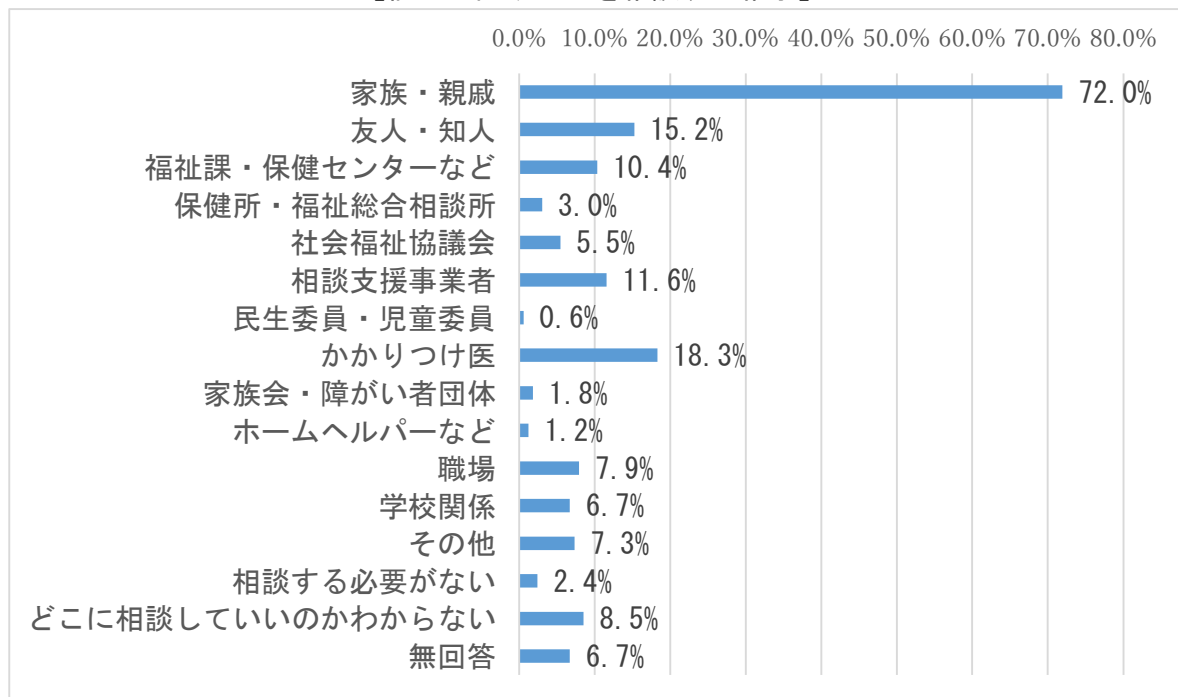
現在の生活の不安や悩みについては、「自分の健康のこと」47.6%、「老後のこと」40.2%、「生活費など経済的なこと」37.8%の回答が高くなっていました。

【生活の不安や悩み】



不安や悩みの相談相手では「家族・親戚」が72.0%と他より圧倒的に高く、次いで高かったのは、「かかりつけ医」18.3%、「友人・知人」15.2%であり、身近な人に相談する傾向でした。また、「どこに相談していいのかわからない」が全体の8.5%あり、その他の回答については「話すことができない」、「誰にも相談できない」と記載されているものが複数ありました。今後、この人達をゼロにしていくための取組及び対策が必要だと考えられます。

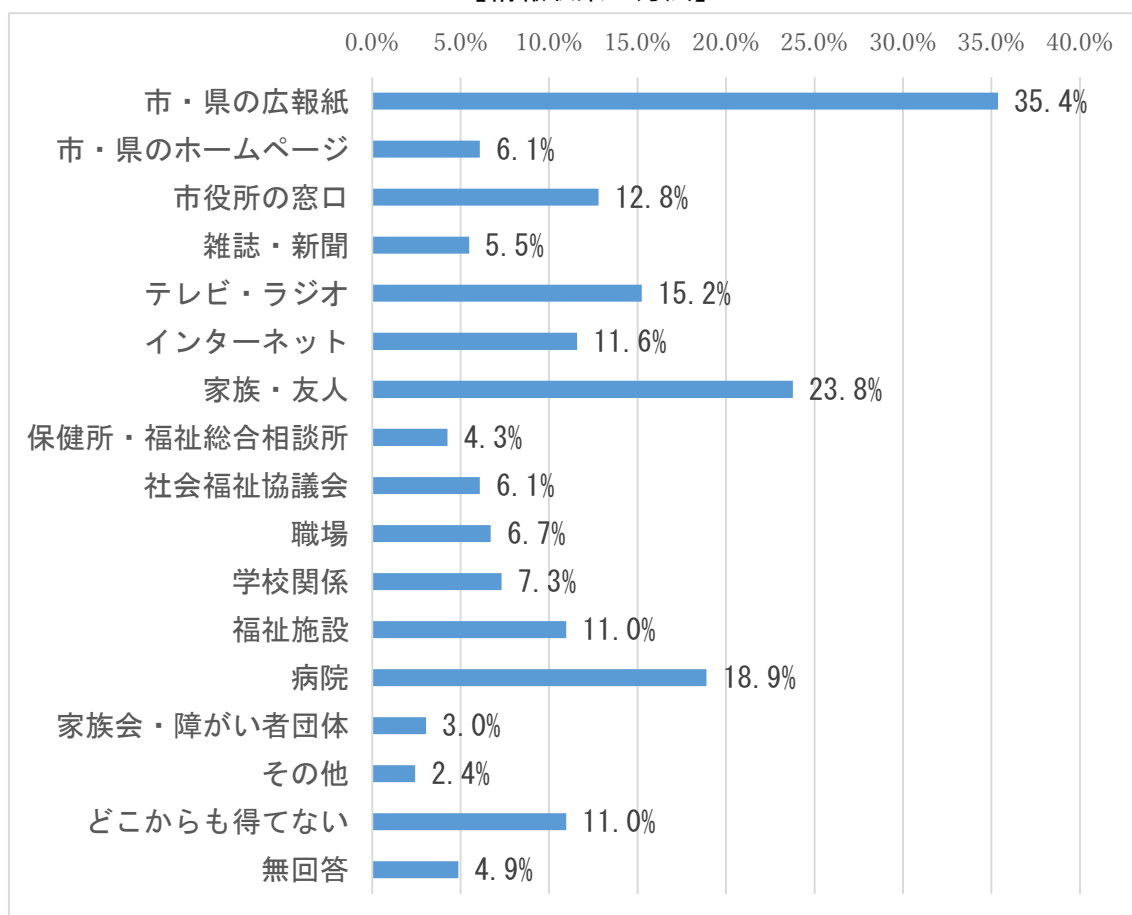
【悩みや困りごとを相談する相手】



(4) 情報収集

福祉の情報収集の方法については、「市・県の広報誌」としている人が全体の約3分の1を占めており、それに対し、「市・県のホームページ」からの情報収集は6.1%でした。「家族・友人」23.8%、「病院」18.9%、「テレビ・ラジオ」は15.2%となっており、身近な人や場所、広報誌、テレビ・ラジオから情報を得ている人が多くなっています。また、「どこからも得ていない」が11.0%あり、周知方法を検討していく必要があります。

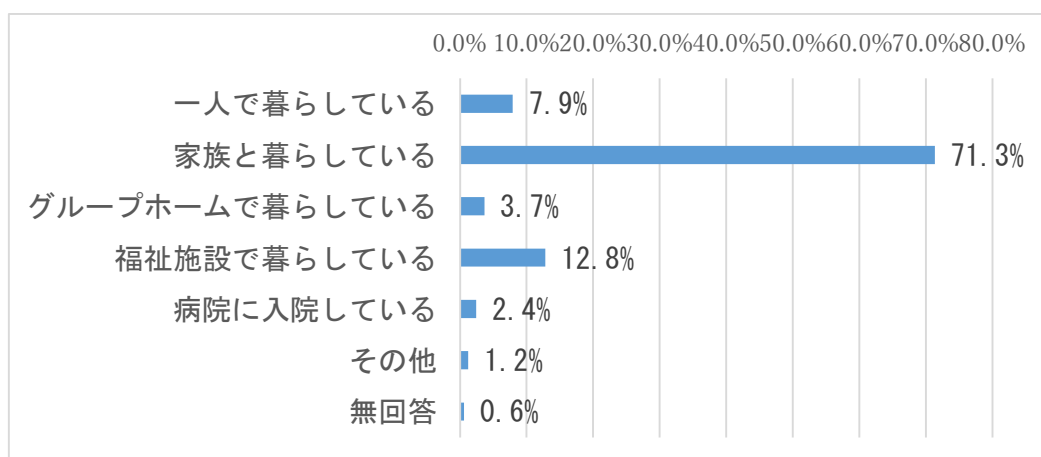
【情報収集の方法】



(5) 暮らしや住まい

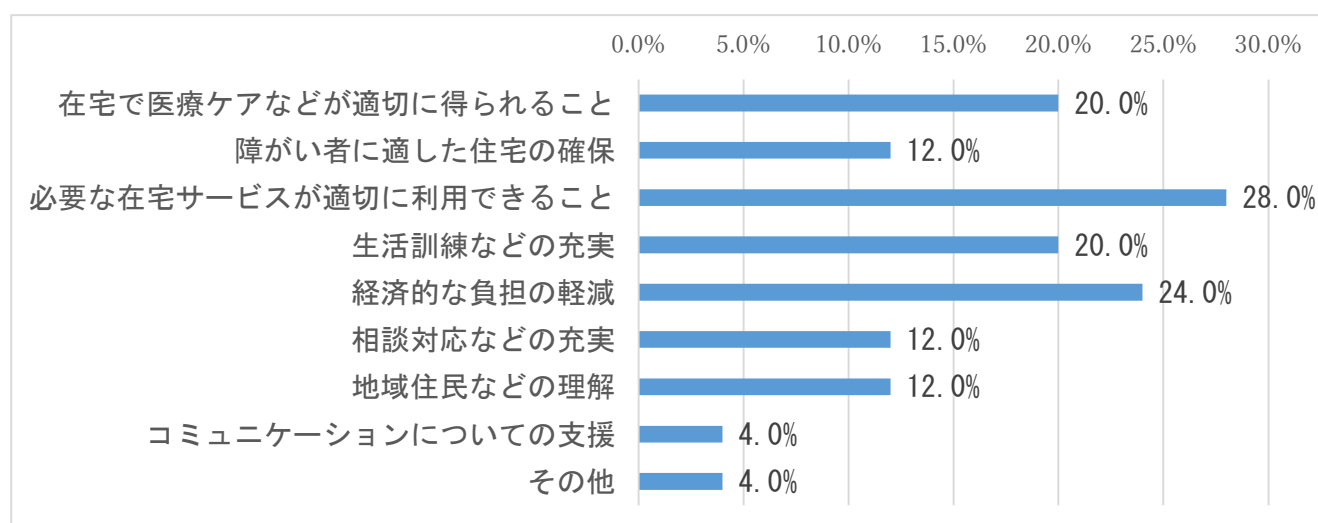
現在の暮らしについては、71.3%の人が家族と暮らししており最も高い状況です。

【現在の暮らし】



福祉施設に入所及び病院に入院している25人に将来的に地域で生活したいかと尋ねたところ、6人(24%)の人が「今のまま生活がしたい」と回答し、8人(32%)の人が「家族と一緒に暮らしたい」という回答でした。この「家族と一緒に暮らしたい」と回答した人たちが地域で生活するために必要だと思ふものは、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、「経済的負担の軽減」といった回答も多いことから、福祉施設で暮らしている人や病院に入院している人にとって地域で生活するには、必要な在宅サービス及び経済的負担に対する不安があることがうかがえます。

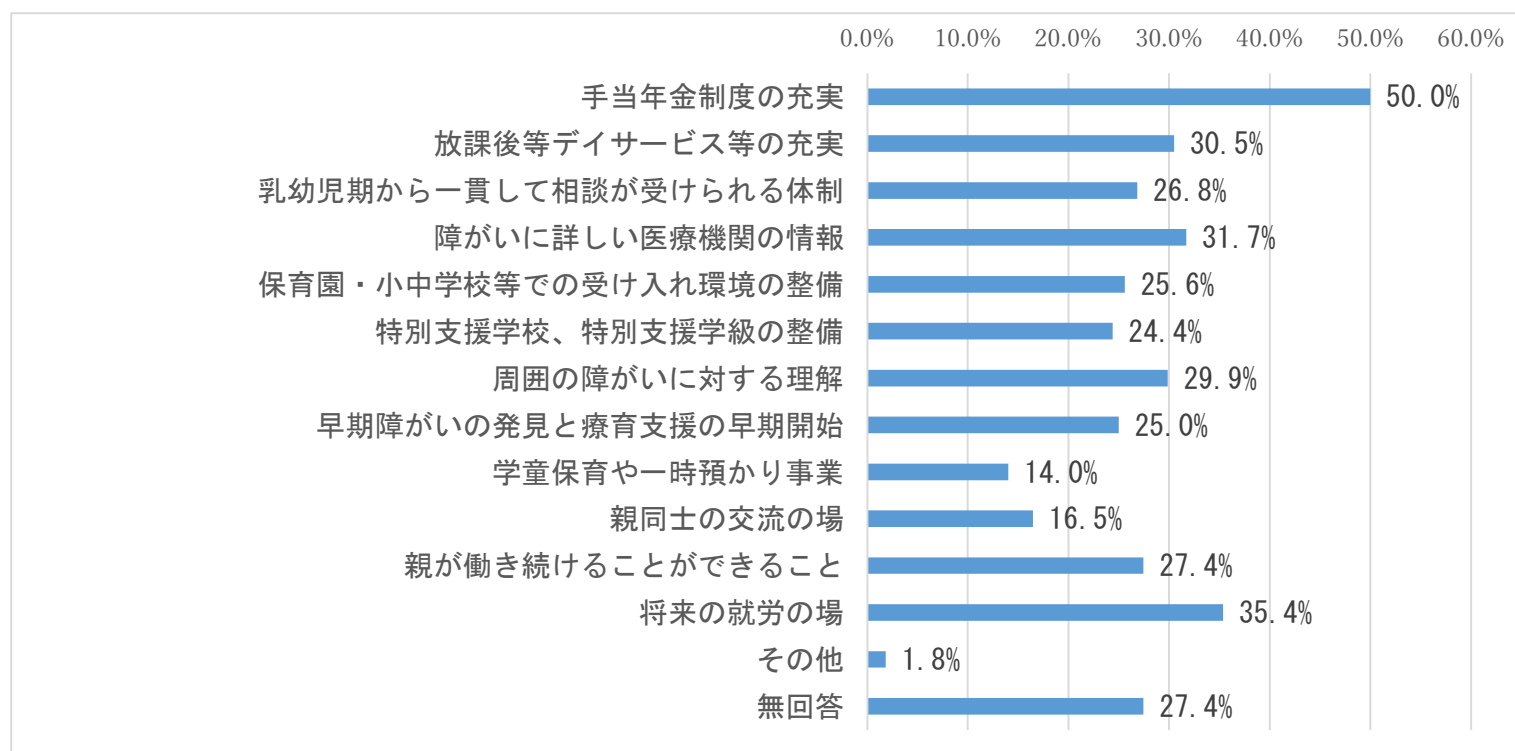
【地域で生活するために必要なこと】



（６）保育・教育

障がいのある子どもが暮らしやすくなるために必要なことについては、経済的な安心・安定のための「手当年金制度の充実」、「将来の就労の場」が高くなっていました。将来の自立した生活へ向けて、生活の基盤である経済的安定が望まれていることがうかがえます。

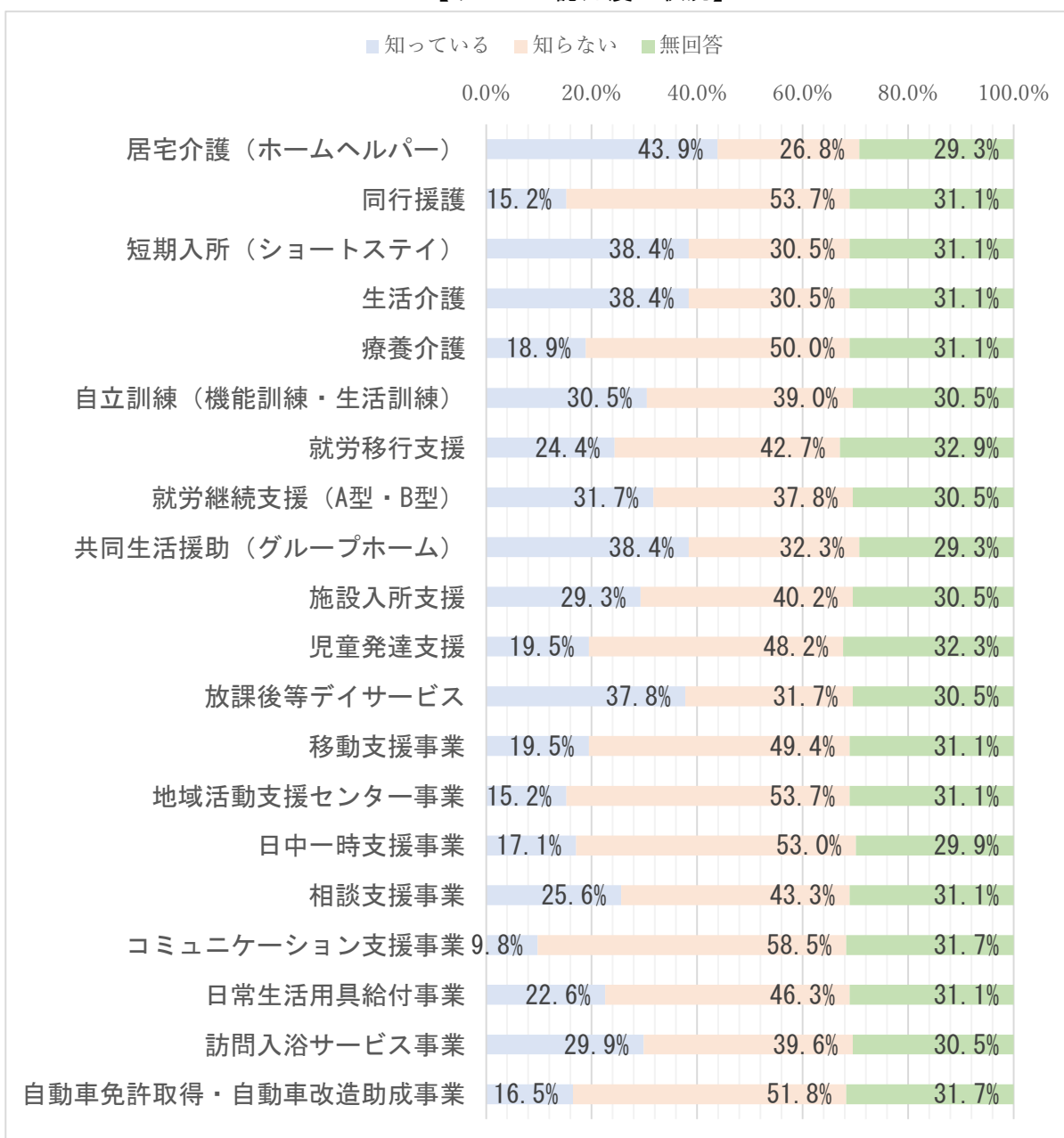
【障がいのある子どもが暮らしやすくなるために必要なこと】



（７）福祉サービス

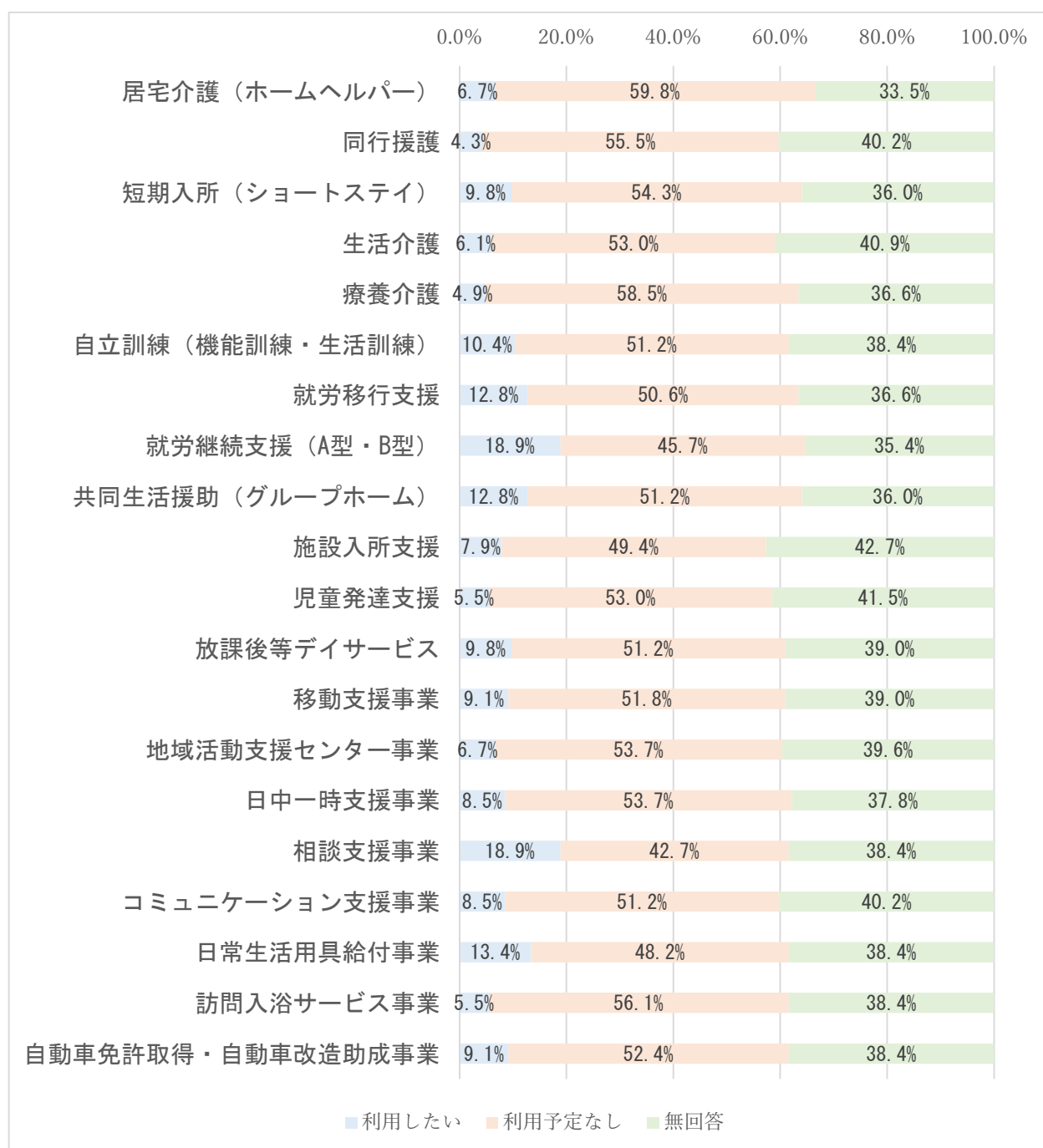
福祉サービスについては、サービスの認知状況が20%を下回るものは「同行援護」、「療養介護」、「児童発達支援」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」、「日中一時支援事業」、「コミュニケーション支援事業」、「自動車運転免許取得・自動車改造助成事業」となっており、まだまだ周知が進んでいないことがうかがえます。

【サービス認知度の状況】



現在、サービスの利用度が高かったものは、「生活介護」、「自立訓練」、「就労継続支援」、「療養介護」、「相談支援事業」でした。また、今後のサービス利用の意向が高かったものは、「就労継続支援（A・B型）」、「相談支援事業」であり、「共同生活援助」、「日常生活用具給付事業」も利用意向が高くなっていました。

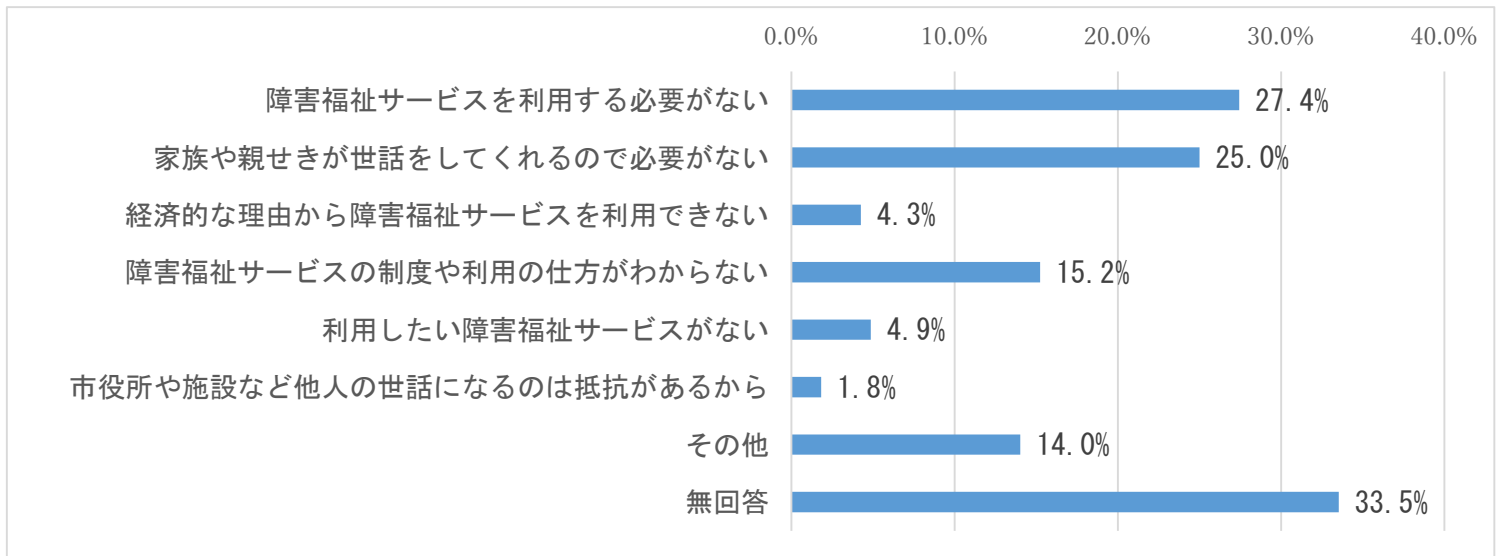
【今後のサービスの利用意向】



福祉サービスを現在利用していない理由については、「障害福祉サービスを利用する必要がない」、「家族や親戚が世話をしてくれるので必要でない」の割合が高くなっている一方で、「障害福祉サービスの制度や利用の仕方がわからない」といった回答も15.2%ありました。

今後、サービス内容の周知・啓発を行う必要があると考えられます。

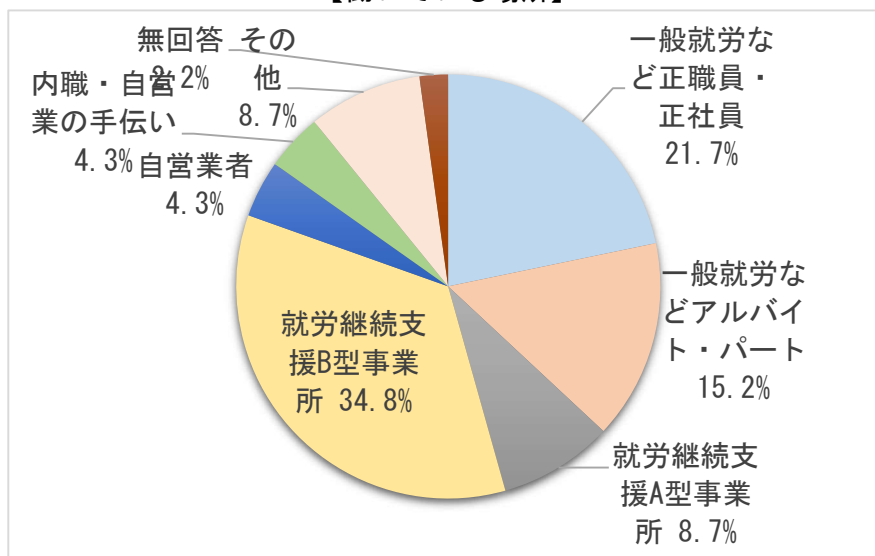
【サービスを利用していない理由】



(8) 就労について

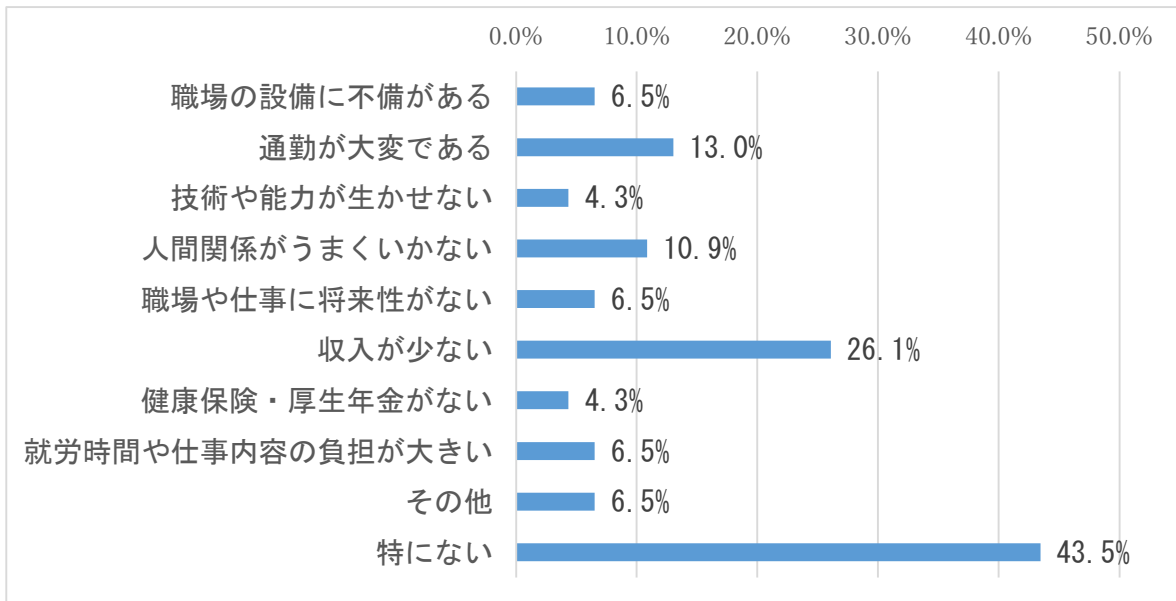
就労については、現在働いている人は全体の28.0%であり、仕事先の最も多いところは「就労継続支援B型事業所」34.8%でした。

【働いている場所】



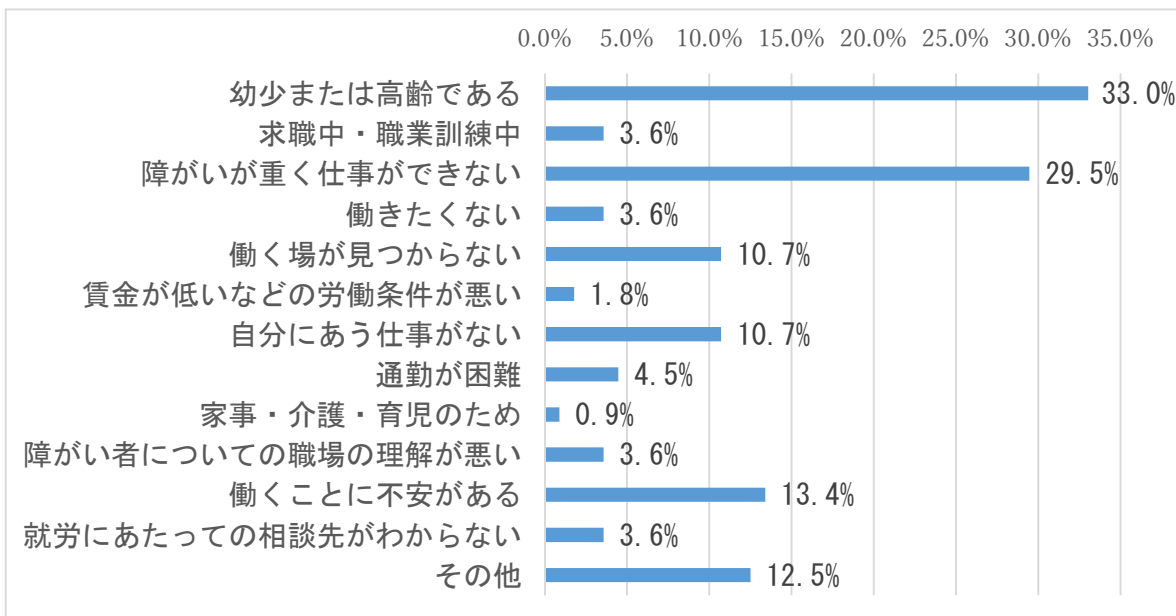
仕事をする上で不安や不満を感じることにについては「収入が少ない」26.1%といった経済的な不満が高く出ましたが、「特にない」43.5%といった不満がない回答も高くなっていました。

【不満を感じること】



働いていない理由については、「障がいが高く仕事ができない」29.5%、「幼少または高齢である」33.0%といった理由が上位にあがっています。就労以外の日中の活動の場の提供も併せて考えていく必要があります。

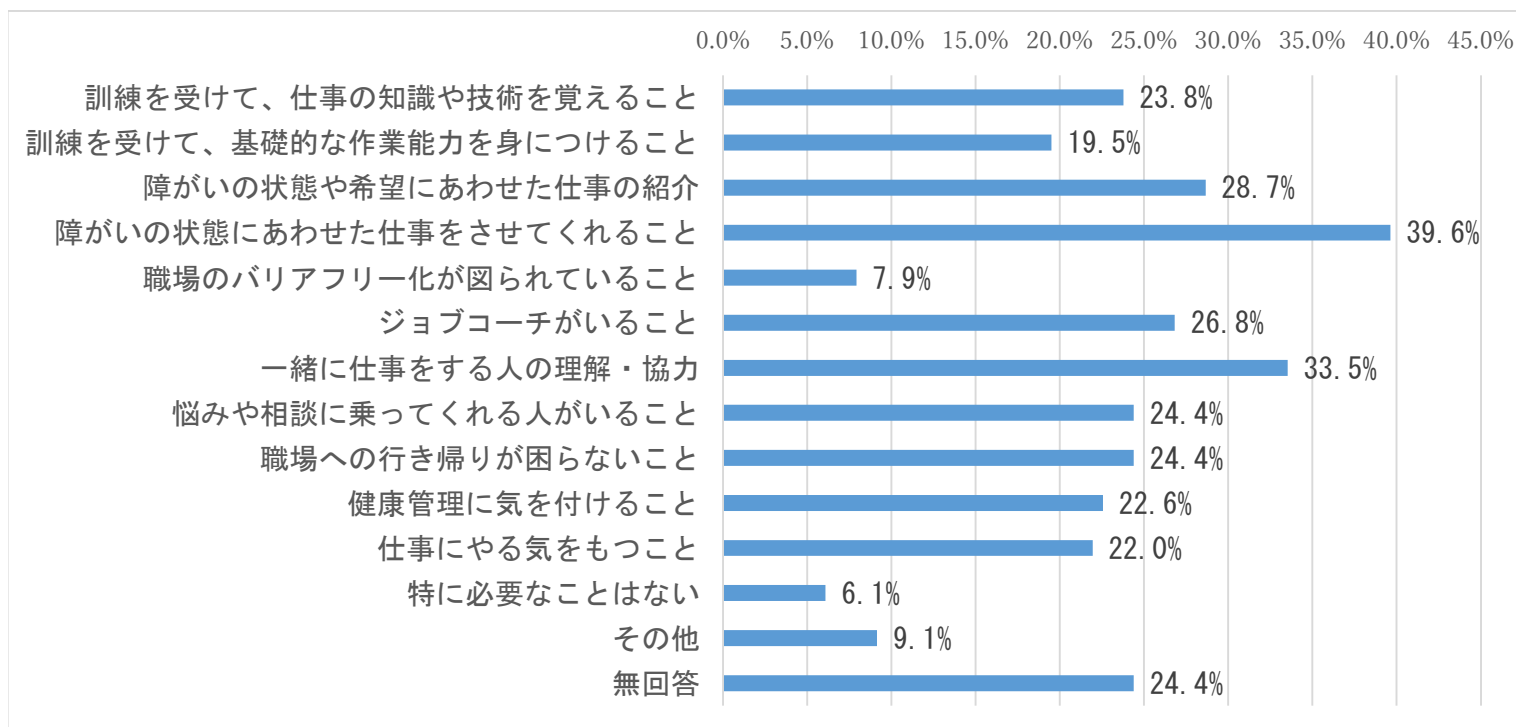
【働いていない理由】



本人が就労するために必要なことについては、「障がいの状態にあわせた仕事をさせてくれること」39.6%、「一緒に仕事をする人の理解・協力」33.5%、「障がいの状態や希望にあわせた仕事の紹介」28.7%が高い回

答でした。このことから、就労を取りまく関係者が、本人の障がいの状態を理解し、それに合わせた仕事の内容の提供、協力して仕事ができる環境づくりが必要であると考えられます。

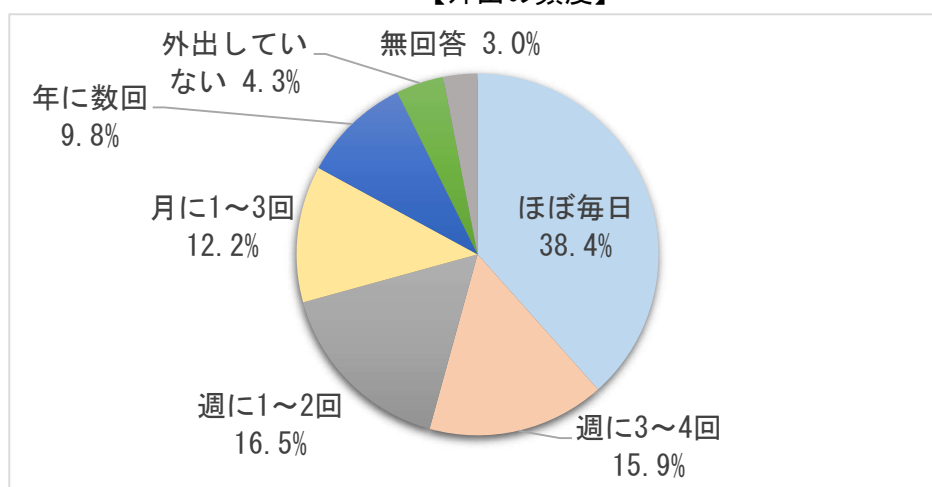
【就労のために必要なこと】



(9) 外出について

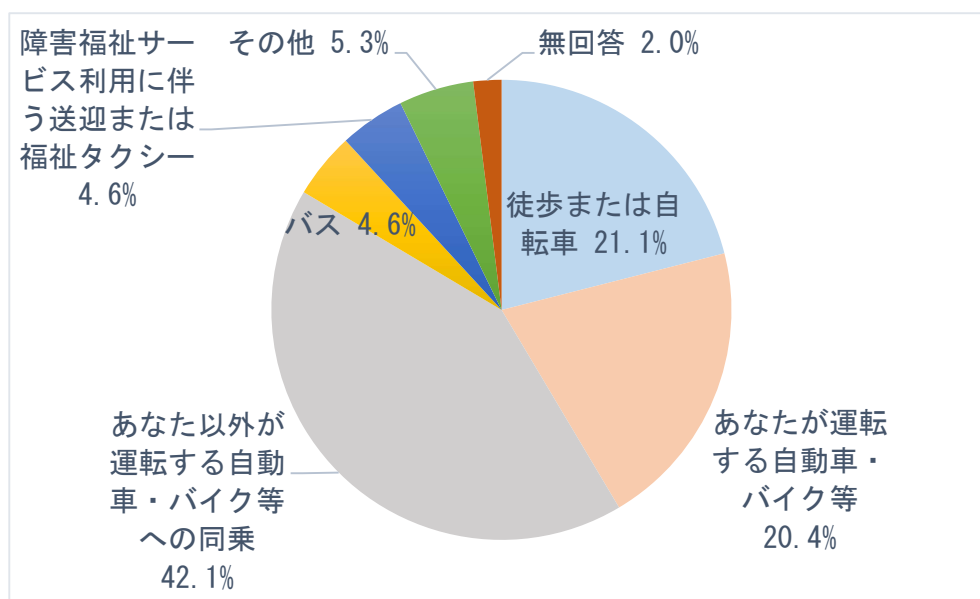
外出の頻度については、約4割の人は「ほぼ毎日」外出しており、ほとんど外出していない人は、「年に数回」9.8%、「外出していない」4.3%となっています。

【外出の頻度】



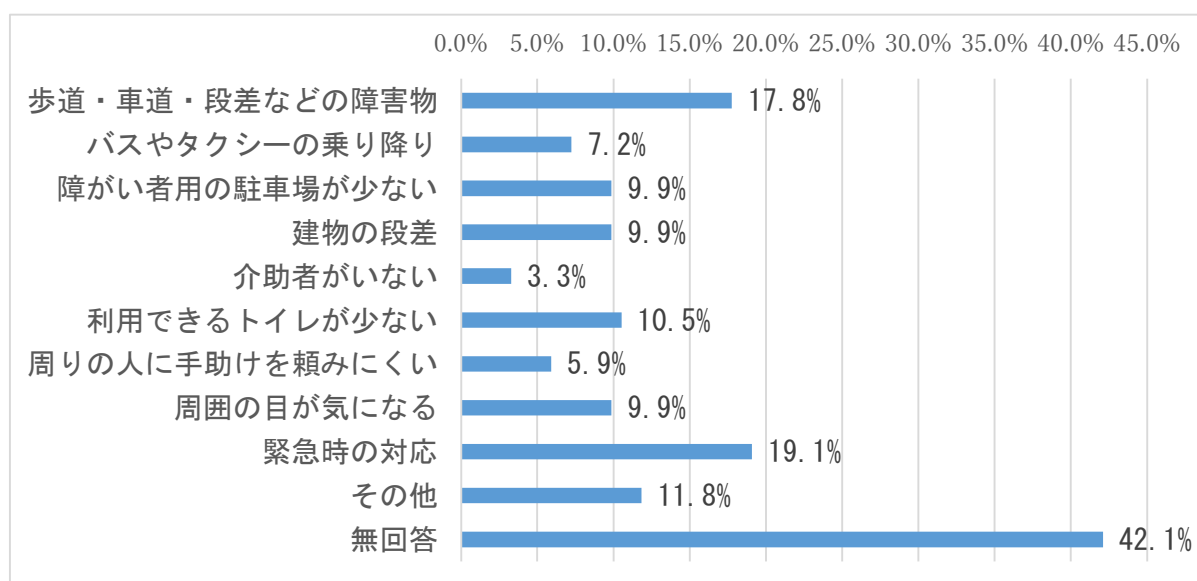
外出する交通手段については、「あなた以外が運転する自動車・バイク等への同乗」42.1%で、周囲の支援のもと外出されています。次に「徒歩または自転車」21.1%、「あなたが運転する自動車・バイク等」20.4%、の回答が高くなりました。公共のバスなどの利用は低く4.6%にとどまっている状況です。

【外出の交通手段】



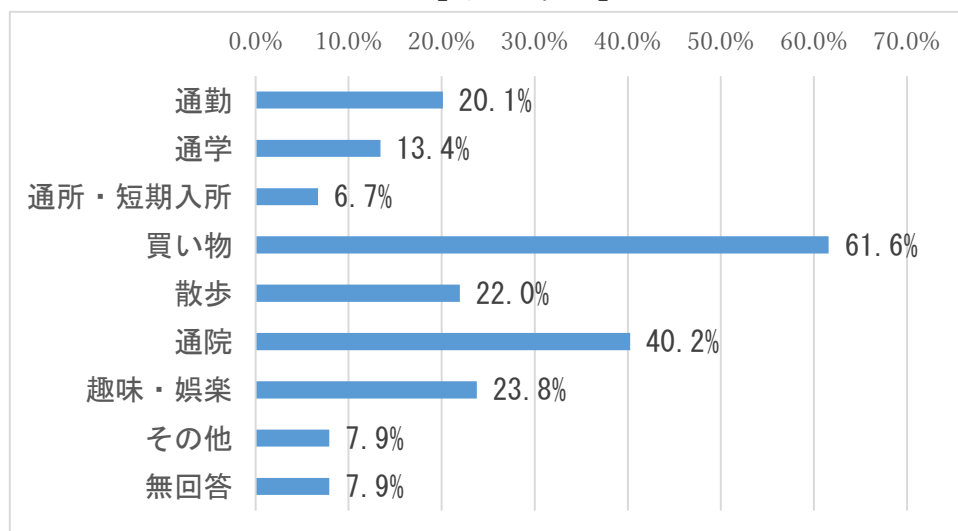
外出時に困ることについては、「緊急時の対応」19.1%、「歩道・車道・段差などの障害物」17.8%、「利用できるトイレが少ない」10.5%が上位でした。社会的障壁となるバリアフリー化の必要性がうかがえます。

【外出時困ること】



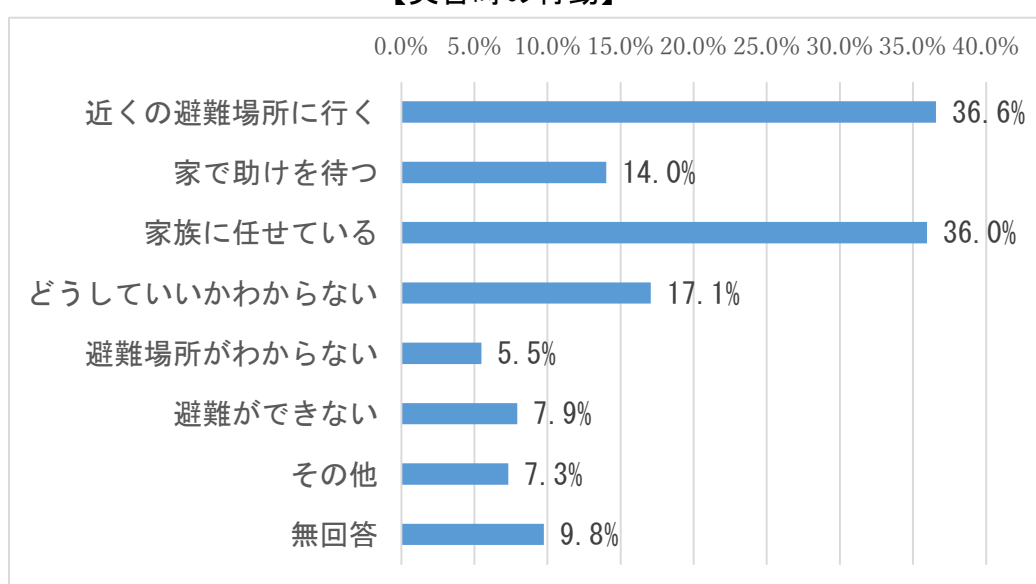
また、外出の目的としては「買い物」が61.6%と最も高く、次いで「通院」の40.2%となっており、日常生活において必要不可欠なことが外出の目的となっています。このため、「外出しない」人たちへの外出支援方法の検討及び生活を支える支援が必要であるといえます。

【外出の目的】



災害時の行動については、「近くの避難場所に行く」36.6%、「家族に任せている」36.0%が多い一方で、「どうしていいかわからない」17.1%、「避難ができない」7.9%、「避難場所がわからない」5.5%となっており、避難行動要支援者の個別計画が確実に作成され、必要な支援が受けられるよう体制整備が必要です。

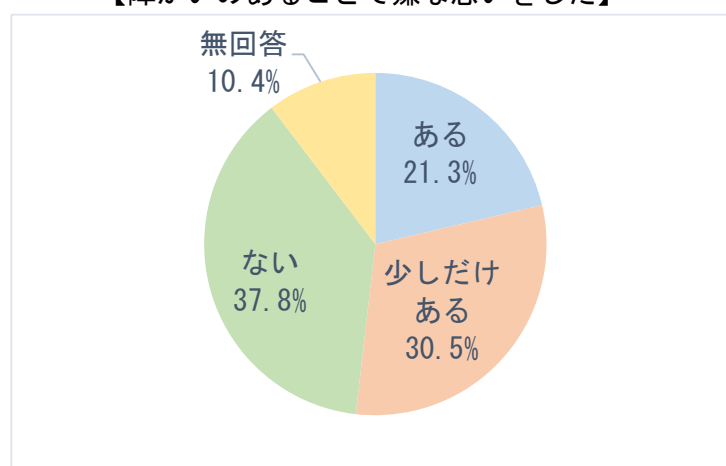
【災害時の行動】



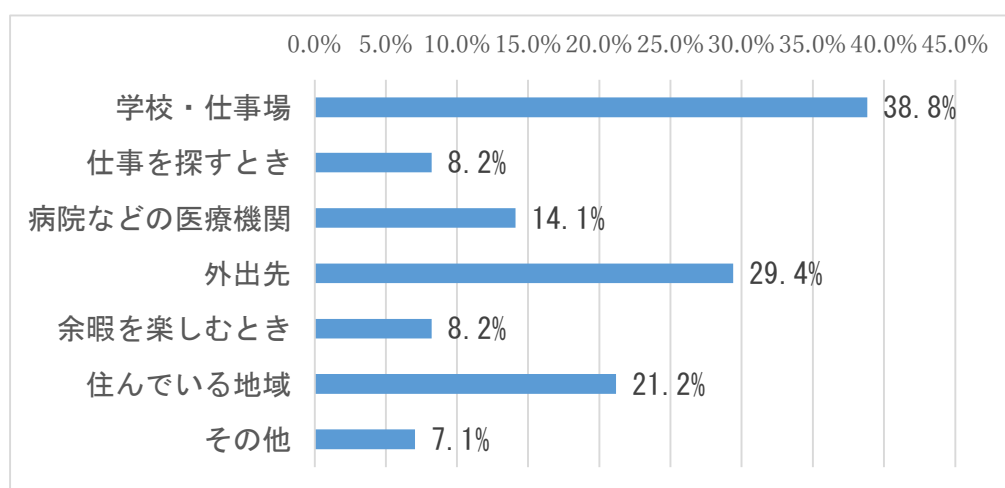
(10) 権利擁護について

障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがある人『「ある」21.3%+「少しだけある」30.5%』は全体の5割を超えていました。嫌な思いをした場所については、「学校・仕事場」38.8%、「外出先」29.4%の割合が高く「住んでいる地域」についても21.2%の回答があり、あらゆる生活の場において、障がいへの啓発・理解の推進を行っていく必要があります。

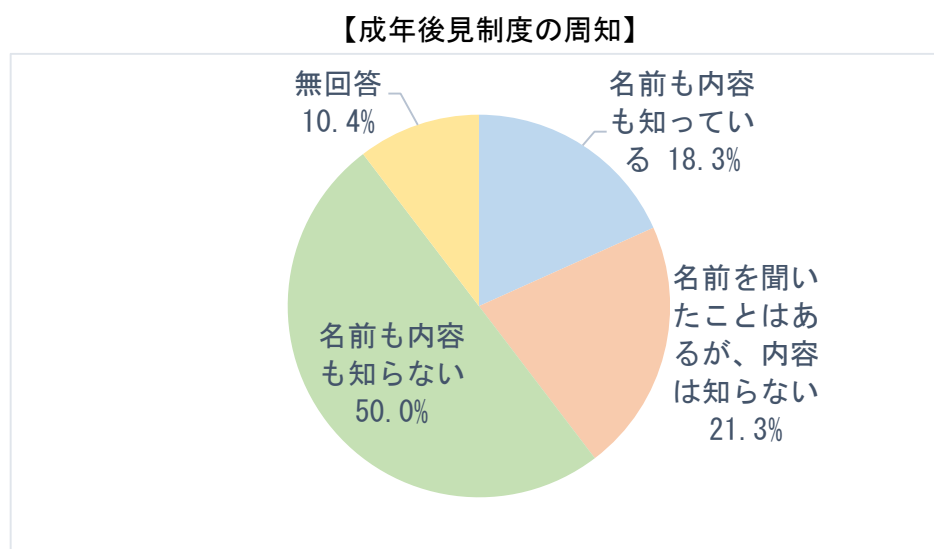
【障がいのあることで嫌な思いをした】



【障がいのあることで差別や嫌な思いをした場所】



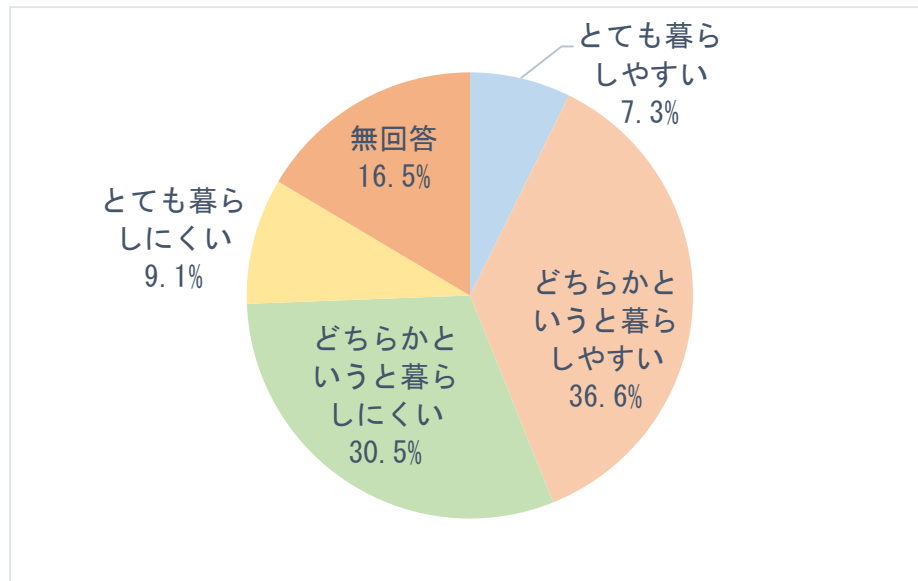
成年後見制度については、「名前も内容も知っている」割合は18.3%しかなく、内容を知らない人『「名前を聞いたことあるが、内容は知らない」21.3%+「名前も内容も知らない」50.0%』については7割を超えていました。このことから、成年後見制度の名前や内容を周知・啓発するなどの取り組みが必要になります。



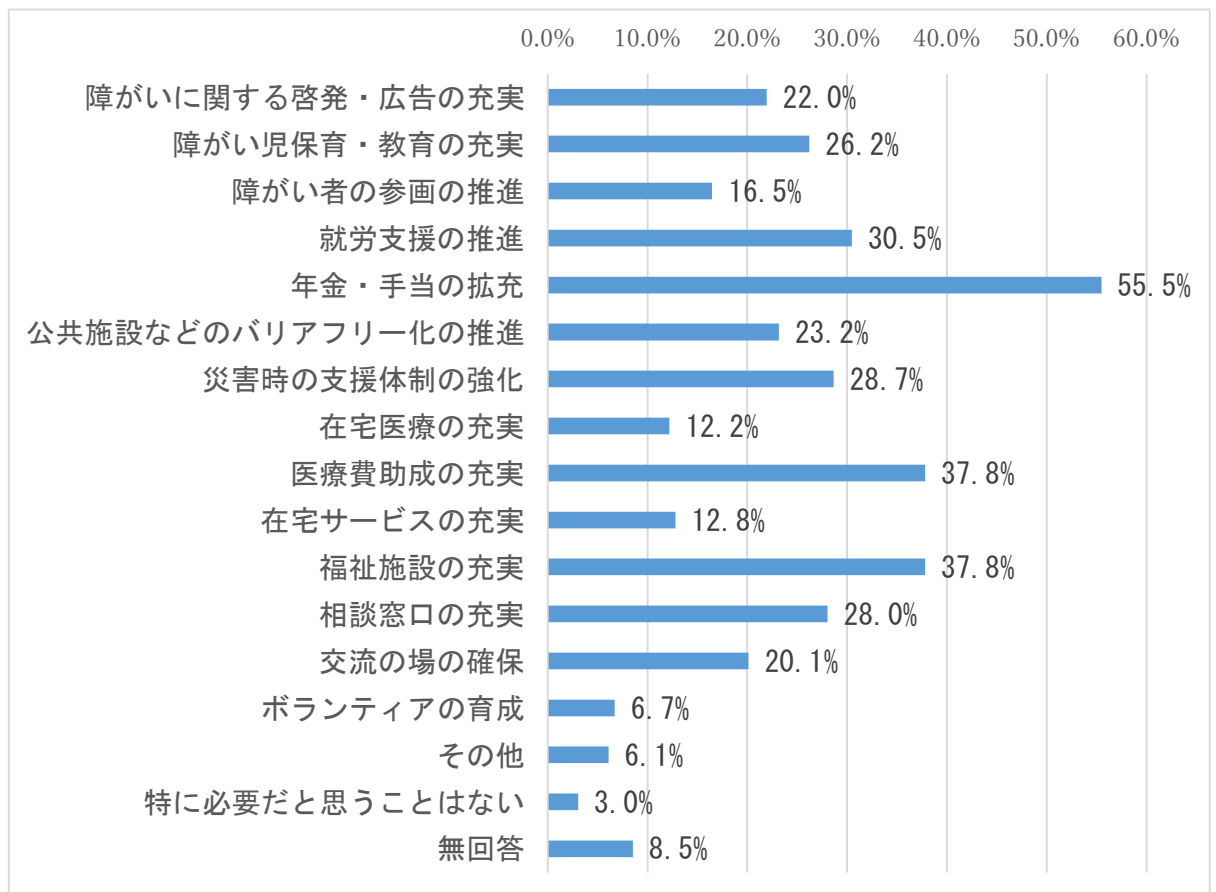
(11) 暮らしやすいまち

上天草市は障がいがある人にとって「どちらかという暮らしやすい」が36.6%で最も多く、次いで「どちらかという暮らしにくい」が30.5%、「とても暮らしにくい」が9.1%となっています。『暮らしにくい（「どちらかという暮らしにくい」+「暮らしにくい」）』を年代別に見ると、他の年代と比べて「20歳代」が58.9%と割合が高くなり、それに対し「70歳以上」では11.1%でした。暮らしやすいまちに必要なこととしては、「年金・手当の拡充」が55.5%で最も多く、次いで「福祉施設の充実」が37.8%、「就労支援の推進」が30.5%となりました。

【上天草市は暮らしやすい市ですか】



【暮らしやすいまちに必要なこと】



第3章 計画の基本的な方針

3-1 基本理念・基本的視点

本計画の基本理念については、これまでの第1期から第3期計画の「安心・快適な暮らしづくり」を恒久的な理念として継承し、障害者基本法に定められた「地域社会における共生」、「差別の禁止」を実現するために、障がいがあってもなくても地域で自立し、誇りを持って共に暮らすことで、いきいきと生活できるまちづくりをめざすため、以下の3つの基本的な視点に基づく施策を推進します。

また、前期計画で取り組んだ施策の進捗状況とアンケート調査の結果から、障がいに関する知識・理解の不足や意識の偏りをなくすための普及・啓発、相談窓口の周知、権利擁護の推進、障がい特性に配慮した支援の項目について対策が十分ではなかったことを踏まえ、本計画では8つの基本目標を設定することになります。

基本理念

安心・快適な暮らしづくり



基本理念を実現するためのまちづくりの基本的な視点

視点1： 一人ひとりの自己実現

障がい者（児）が、自らの意思により自立した暮らしを実現できるよう、子どもから大人への成長過程での一貫した療育支援、就労機会の拡大、地域の様々な活動への参加・参画を促進するなど、個々の自己実現を支援します。

視点2： 自立した暮らしの実現

障がい者（児）が、健やかに、地域の中で自立して豊かに暮らせるよう、利用者のニーズにあった保健・医療及び障害福祉サービス等の量的・質的な充実を図るとともに、適切にサービスを提供し利用できる体制の整備を行います。

視点3： 共に暮らす、共感・協働社会の実現

市民一人ひとり、地域社会全体が障がい者（児）に対する理解を深め、共に暮らす地域住民の一員として共感・協働できる社会をめざし、地域での交流機会、福祉教育の充実及び福祉ボランティア活動への参加促進を図ります。

3-2 基本目標および施策体系

基本理念及び基本的視点に基づき、以下の8つの基本目標により施策を展開します。

基本理念	基本的	基本目標	施策
安心・快適な暮らしづくり	一人ひとりの自己実現	1 障がいの理解の促進	(1) 広報・啓発活動の推進 (2) 人権教育・福祉教育の推進
		2 自立した生活への支援	(1) 障がい福祉施策の周知 (2) 相談支援の充実 (3) 障害福祉サービスの充実
		3 保健・医療の充実	(1) 早期発見、早期療育の推進／住民健診及び予防対策の充実 (2) こころと体の健康保持 (3) 医療費の負担軽減
	自立した暮らしの実現	4 保育・教育の充実	(1) 子どもの成長過程に応じた療育・相談支援体制の充実 (2) 障がい児の保護者への支援 (3) 保育・学童教育の充実
		5 雇用・就労の支援	(1) 雇用に向けた支援の充実 (2) 就労意欲のある障がい者への就労の機会づくり (3) 障がい者の就労移行に対する支援 (4) 障がい者（児）の所得保障への支援
		6 生活環境の充実	(1) 安全・快適な公共施設等の整備 (2) 公共交通機関の利便性向上 (3) 障がい者にやさしい生活空間の整備 (4) 防災・防犯ネットワークの構築
	共に暮らす、共感・協働社会の実現	7 社会参加・交流の促進	(1) 地域での交流・コミュニケーションが広がる環境づくり (2) ニーズに対応したスポーツ・文化活動の充実と参加促進 (3) 障がい者（児）の情報交換・社会参加の機会づくり
		8 差別の解消・権利擁護の推進	(1) 「障害がある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の推進 (2) 障がい者虐待の防止 (3) 成年後見制度の推進 (4) 行政等における配慮

第4章 施策の展開

（基本目標） 4－1 障がいの理解の促進

【現状と課題】

障がいのある人もない人も互いに尊重し合い、ともに地域で暮らすための取組の推進を図ります。広く市民の間に浸透させていくための広報・啓発の充実及び障がい者（児）との交流の場づくりをすすめ、互いに理解を深めていくことが求められています。

＜アンケート調査からの課題＞

○福祉に関する情報は「市・県の広報誌」が35.4%と最も高く、次いで「家族・友人」23.8%となっています。障がいの特性による周知方法の工夫が必要です。

○障がいについての理解の必要性は就労の場では33.5%、学校では29.9%となっています。また、暮らしやすいまちに必要なことでは、「障がいに関する啓発・広告の充実」が22.0%、「障がい児保育・教育の充実」が26.2%となっており、障がいに対する理解を促進する啓発・広報がライフステージ、住み慣れた地域等さまざまな場面・機会で求められています。

【施策】

（１）広報・啓発活動の推進

①市民への障がいに対する正しい理解を促進する機会づくり

障がい者（児）が地域社会の中で自立した生活を送るためには、市民一人ひとりと、地域、職場など周囲の理解と支援を充実させることが必要です。障がい及び障がい者（児）に対する理解を深める機会を広げていきます。

■主な取組

○障がいに対する正しい理解の促進

○障がい者（児）との交流促進及び機会づくり

②障がい者（児）へのわかりやすい情報提供のできる環境づくり

市のホームページ及び広報誌などで、障がい福祉の制度や各種サービスについて周知を図ります。また、障がいのある人に必要なコミュニケーションの方法で、わかりやすい情報提供ができる環境づくりに努めます。

■主な取組

- 障がいについて理解を深めるための普及啓発
- 障害福祉サービス等の情報発信
- 広報誌等への定期的な情報掲載
- 障がいの特性に応じたコミュニケーション方法の活用
- 意思疎通支援事業の推進
- ボランティア団体による広報誌等の録音版作成・提供の継続

(2) 人権教育・福祉教育の推進

①学校での人権教育の継続及び福祉に関する教育の機会づくり

学校での教育活動を通じ、障がいに対する理解を深める人権・福祉教育を継続して実施し、地域の中で障がい者（児）が安心して暮らせる環境づくりに努めます。

■主な取組

- 学校活動の中で人権教育の実施
- 学校による疑似体験など体験的福祉学習の実施
- 福祉施設などへの職場体験の実施
- 障がい者（児）との交流体験の場づくり

②市民の人権教育・啓発機会づくり

人権教育指導員による各種団体・各小中学校等における人権講話を継続して実施します。

また、障がいへの人権教育を推進し、理解を深めるための啓発・交流活動を推進します。

■主な取組

- 人権教育相談員による啓発活動・講話の実施
- 「障害者週間」等の啓発イベントの開催及び参加促進
- ポスターやパンフレットの作成・配布による啓発・広報活動の展開
- 天草支援学校が中心となった天草圏域での教育機会の充実

(基本目標) 4-2 自立した生活への支援

【現状と課題】

障がい者の高齢化、重度化等に伴う多様なニーズに対応した居住の場の確保及び日常生活を支える障害福祉サービスの充実が求められています。

また、障がいの特性に応じたきめ細やかな地域生活支援を図るため、相談支援体制の充実も求められています。

<アンケート調査からの課題>

○障害福祉サービスを「知らない」が平均43.0%を占め、特に障害福祉固有サービスである「同行援護」及び「地域活動支援センター事業」は53.7%、「コミュニケーション支援事業」は58.5%と高くなっています。障害福祉サービスに関する情報の周知、利用方法がわからないとの意見があり、障がい者（児）が必要な生活が送れるよう、サービス及び各種制度に対する情報提供、相談支援体制の確保及び充実が必要となっています。

○日常生活における支援の必要な状況では、「サービスに必要な手続き」が65.9%と最も高く、次いで「お金の管理」55.5%となっています。

○介助に係る問題点については介助者の精神的負担及び身体的負担が大きいとの回答がそれぞれ2割を超えています。介護負担の軽減となる各種サービスの拡充が求められています。

【施 策】

(1) 障がい福祉施策の周知

①障害福祉サービス及び制度等の周知機会の充実

窓口での相談及び各関係機関における説明方法を工夫し、障がい福祉施策全般における制度の周知を広く図ります。

■主な取組

- 障がい福祉施策における各種制度、サービス等に関する周知活動の充実
- 障がいの特性に応じた媒体を活用した周知方法の検討
- 障害福祉サービスの周知機会の確保

(2) 相談支援の充実

①身近な地域における相談支援体制の充実

障がい者（児）のさまざまな相談にいつでも対応できるよう、身近な地域において関係機関との連携を図りながら相談支援体制の充実を図ります。

■主な取組

- 委託相談支援事業所の周知及び活動の充実
- 基幹型相談支援センターの設置
- 天草地域自立支援協議会における連携・情報共有
- 行政における相談窓口体制の充実及び関係機関との連携促進

(3) 障害福祉サービスの充実

①訪問系・日中活動系サービスの充実

障がい者（児）の地域生活を支えるため、訪問系・日中活動系サービスの確保に努めるとともに、サービスの質の向上に向けた取組を推進します。

また、障がい者（児）の介助者の生活状況を把握し、サービスの充実及び介助者の負担軽減に努めます。

■主な取組

- 在宅サービス（居宅介護等）の量的・質的充実
- 短期入所の確保
- 地域活動支援センターの利用促進

②移動・外出支援サービスの充実

視力障がい者（児）のガイドヘルパーによる外出、通所・通学の移動支援事業を継続するとともに、日中活動に対する外出支援サービスを実施します。

■主な取組

- 外出時のガイドヘルパーによる移動支援事業の実施
- 通所・通学利用者への移動支援事業の実施
- 日中一時支援事業における送迎サービスの継続実施

③地域生活への移行・定着支援に向けた環境整備

障がい者（児）の地域生活への移行・定着に向け、サービスの確保及び充実並びに地域生活支援の推進に努めます。

■主な取組

- 地域移行に向けた障害福祉サービスの確保及び充実
- 地域移行のための安心生活支援事業の実施及びグループホームの整備
- 地域生活支援拠点等の整備及び充実

(基本目標) 4-3 保健・医療の充実

【現状と課題】

障がい者（児）を含めた家族及び介護者、誰もが地域で健康的な生活を送れるよう、健康の維持増進のため疾病の早期発見・早期治療の取組について、継続的な支援が必要です。

＜アンケート調査からの課題＞

○相談する相手として「家族・親戚」が72.0%と最も多く、次いで「かかりつけ医」18.3%、「友人・知人」、「相談支援事業者」の順となっています。

○地域で生活するために必要な支援として「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が28.0%、「経済的な負担の軽減」が24.0%です。

○介助者の健康状態がよくないと回答した割合は1割以下でしたが、「精神障害者保健福祉手帳」の介助者は2割を超えていました。

【施策】

(1) 早期発見、早期療育の推進／住民健診及び予防対策の充実

①早期発見、早期療育の推進

乳幼児期における障がいの早期発見・早期支援を推進し、保健、医療、保育、教育及び療育機関が連携し、地域療育体制の充実を図ります。

■主な取り組み

- 保健センターにおける乳幼児健診の充実
- 専門機関との連携による支援技術の向上
- フォロー対象者への相談及び早期療育の実施・提供
- 保健・医療・福祉・教育等の関係機関（庁内連携を含め）による切れ目ない支援体制整備
- 地域療育体制の充実

②住民健診（特定健診・各種がん検診）における疾病予防対策の充実

生活習慣に起因した疾病の発生を予防していくため、住民健診の実施及びその後の保健指導の充実を図ります。

■主な取組

- 複合健診及び個別健診など受診しやすい健診体制の整備
- 住民健診（特定健診・各種がん検診）の実施
- フォロー対象者への保健指導等の充実（地区担当・業務担当制）

(2) こころと体の健康保持

①精神障がい者の心の健康づくり

精神保健施策の推進を図るため、精神障がい者に対する保健相談・訪問の充実を関係機関と連携し実施します。

また、精神障がい者の長期入院からの地域移行に向けて、各関係機関との連携を図り、協議の場を通じて、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築します。

■主な取組

- 精神保健における相談及び訪問の実施
- 医療機関、保健所、精神保健福祉センターなど関係機関との連携による支援の充実
- 天草郡市地域精神障害者家族会への支援
- 自殺の防止に向けた対策及びこころの健康づくりの推進
- 自殺予防ゲートキーパーの養成
- 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(3) 医療費の負担軽減

①自立支援医療及び各種医療費助成制度の活用による負担軽減

障がい者（児）及びその家族の経済的な負担の軽減を図るため、医療費の助成事業を継続して行い、経済的な支援を行います。

■主な取組

- 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）による医療費負担の軽減
- 特別障害者手当、障害児福祉手当制度の実施
- 重度心身障害者医療費助成事業の実施
- 未熟児養育医療費の給付
- 子ども医療費助成の実施

(基本目標) 4-4 保育・教育の充実

【現状と課題】

障がいのある幼児、児童生徒が就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図る必要があります。共生社会の形成に向けて、障がいのある子どもとない子どもの相互理解を深め、社会性、豊かな人間性及び多様性を尊重する心を育むことができるよう、交流及び共同学習に取り組む必要があります。

<アンケート調査から課題>

○障がいのある子どもたちが暮らしやすくなるために必要なことでは「手当金制度の充実」が50.0%と最も高く、次いで「将来の就労の場」が35.4%で将来の自立した生活には経済的な支援が望まれています。「周囲の障がいに対する理解」も29.9%となっており、障がい児を取り巻く保育・教育・地域等のあらゆる場面で理解を深めることも必要です。

【施策】

(1) 子どもの成長過程に応じた療育・相談支援体制の充実

①療育支援体制の充実

一人ひとりの子どもの特性に合わせたきめ細やかな相談・療育を行い、子どもたちが生まれ育った地域社会でいきいきと暮らし、自立できるよう支援していきます。

また、身近な地域で支援を受けられるよう、地域における療育支援体制の整備及び保育所等訪問支援等において各事業所の更なる質の向上を図ります。

■主な取組

- 障がい児のライフステージに沿った切れ目のない一貫した相談支援体制の整備
- 天草圏域地域療育支援体制の整備及び充実
(1次圏域：市町村 2次圏域：児童発達支援センターすくすく 3次圏域：熊本県こども総合療育センター)
- 児童発達支援、放課後等デイサービスなど障害児通所支援の確保及び更なる質の向上
- 夏休み等の長期休暇及び放課後の障がい児の日中活動の場の確保
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の実施

(2) 障がい児の保護者への支援

① 家族への相談・指導体制の充実

相談機関及び療育の充実により家族への相談・対応のできる環境を確保します。

■ 主な取組

- 保護者への相談支援の充実
- ライフステージに沿った各制度及びサービス等の周知
- ペアレントメンター養成及びペアレントプログラム実施による家族支援
- ピアサポート活動支援

(3) 保育・学童教育の充実

① 障がい児の保育・教育の支援

子ども・子育て支援法に基づく教育、保育等の利用状況も踏まえ、保育所・学校・行政等の関係機関との連携により、障がいのある児童の就学指導・相談体制の充実を図ります。学校教育においては、特別支援学級による受入れ体制を充実し、細やかな教育に努め、進学先、就職先へのつなぎを行い切れ目ない支援を推進します。

また、卒業後の多様な進路の確保を図るため、教育関係機関、ハローワーク、福祉施設等やその他関係機関と十分な連携を図り、卒業後における相談支援体制の整備・充実に努めます。

■ 主な取組

- 学校・教育委員会、福祉・療育機関及び市内関係各課による上天草市特別支援教育就学移行支援ネットワーク会議の開催
- 市内全保育園訪問による巡回相談支援事業の継続
- 市内小中高等学校における障がい児の特別支援教育の充実
(上天草市特別支援教育総合推進事業の推進)
- 障がい者を包容する教育制度(インクルーシブ教育システム)の充実
- 卒業後の相談支援の継続及び充実
- 障がい特性に応じた体制整備(医療的ケア児に関する協議の実施)

(基本目標) 4－5 雇用・就労の支援

【現状と課題】

障がい者の自立に向けて雇用、福祉、保健、教育等の関係機関が連携し、障がい者の就労支援及び職場定着の取り組みを継続して実施し、充実させる必要があります。

本市には、大矢野庁舎内にハローワーク、就労継続支援事業所が5事業所あります。しかしながら、就労移行支援事業所及び就労定着支援事業所は、近隣市の事業所を利用している状況です。

＜アンケート調査からの課題＞

○暮らしやすいまちづくりのために必要なことでの30.5%が「就労支援の推進」をあげています。また、最も高かったのは「年金・手当の拡充」が55.5%と経済的支援が求められています。

○現在、就労している人は全体の28.0%で、そのうち仕事先としては「就労継続支援B型事業所」が34.8%と最も高く、次いで「一般就労など正職員・正社員」が21.7%となっています。

○仕事をするうえでの不安については「収入が少ない」が26.0%と最も高く、「通勤が大変である」が13.0%、「人間関係がうまくいかない」が10.9%となっています。

【施 策】

(1) 雇用に向けた支援の充実

①企業・職場等における理解の促進

障がい者の雇用を促進するため、市内の事業者に対し障がい者雇用に関する情報提供を行うことが必要です。また、理解を深めるためには障がい者の職場での実習、訓練といった体験就労の機会をつくり、工賃向上に向けた取組を推進します。

■主な取組

○事業者への障がい者雇用に関する情報提供及び理解促進

○障がい者の就労体験の機会づくり及び企業の受入れに対する支援

○天草圏域販売促進の場の提供

○障害者就労施設等からの優先調達の推進及び公表

（２）就労意欲のある障がい者への就労の機会づくり

①ハローワークと連携した就労に関する情報提供及び就労支援の充実

ハローワークなど関係機関と連携することで、働く意欲や能力のある障がい者への就労情報の提供・就労支援に努めます。

■主な取組

- ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなど関係機関との連携による就労情報の提供及び就労支援
- 若者サポートステーションとの連携により職業的自立への支援

②就労に向けた相談体制の充実

就労継続支援事業所、就労移行支援事業所、職場等との連携を強化し、働く意欲と能力のある障がい者が自信を持って働き、働き続けられる就労支援体制の整備に努めます。

また、就労定着支援やジョブコーチ等を活用し、就職から就労後のフォローまでの就労支援体制の整備・強化に努めます。

■主な取組

- 障害者就業・生活支援センター及び各関係機関との連携による相談支援体制の充実
- 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所と連携した就労支援の充実
- トライアル雇用制度やジョブコーチ等の各種助成事業の周知・活用の促進

（３）障がい者の就労移行に対する支援

①就労移行に向けた取組の支援

就労移行支援事業所、就労継続支援Ａ型・Ｂ型事業所による障がい者の就労に必要な知識・能力の向上を図るための支援を行います。また、地域活動支援センターによる就労移行への支援もすすめていきます。

■主な取組

- 就労移行支援事業所、就労継続支援Ａ型・Ｂ型事業所の確保及び充実
- 地域活動支援センターによる就労へ向けた生活支援の提供

（４）障がい者（児）の所得保障への支援

①年金制度・各種手当制度の周知

重度の障がい、働きたくても働く機会につながらない障がい者及び障がい児を養育している人に対し、自立した生活を送れるための所得保障制度の周

知を図ります。

■主な取組

- 国の年金制度、心身障害者扶養共済制度の周知
- 特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当等の各種福祉手当の周知
- 特別障害者手当、障害児福祉手当等の実施
- 各制度の相談窓口の充実

(基本目標) 4－6 生活環境の充実

【現状と課題】

公共施設、道路、交通機関等における社会的障壁の除去は、障がい者（児）の自立と社会活動への参加を促進するための基本となる生活環境条件であり、行政、民間事業者、市民が一体となった取り組みが必要となっています。

<アンケート調査からの課題>

○外出時、困ることでは「緊急時の対応」が19.1%と最も高く、次いで「歩道・車道・段差などの障害物」が17.8%となっています。また、暮らしやすいまちに必要なことでは「公共施設などのバリアフリー化の推進」が23.2%となっており、公共施設、公共交通の段差解消などバリアフリー化に向けたさらなる点検・改善が求められています。

○外出の目的は「買い物」が61.6%と最も高く、次いで「通院」が40.2%で頻度は「ほぼ毎日」が38.4%でした。交通手段は「自分以外が運転する自動車等」が42.1%と最も高く、バス（公共交通機関）の利用は4.6%にとどまっています。交通弱者の買い物等の日常的な移動に対する支援、公共交通手段の不便さの解消が求められています。

○障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりでは28.7%の方が「災害時の支援体制の強化」をあげています。

○災害時の行動では、「近くの避難所に行く」が36.6%、次いで「家族に任せている」が36.0%でした。「どうしていいかわからない」17.1%、「避難ができない」7.9%、「避難場所がわからない」5.5%となっており、災害時要援護者避難支援計画に基づいた個別避難計画の作成が必要です。

【施 策】

(1) 安全・快適な公共施設等の整備

①公共施設・公共交通機関におけるユニバーサルデザイン・バリアフリー化
障がい者（児）、高齢者が公共施設及び公共交通機関を安全かつ快適に利用でき、外出しやすい環境の整備に努めます。

■主な取組

- 公共施設や医療機関、企業施設、観光施設等におけるバリアフリー化の推進
- ハートフルパス制度（障がい者等用駐車場利用証制度）の普及啓発
- おでかけ安心トイレ等の情報提供の実施
- 公立図書館における障がいのある人の読書環境の整備

（２）公共交通機関の利便性向上

①障がい者（児）の利用ニーズにあわせた交通手段の確保

循環バス、乗り合いタクシーの運行等による交通弱者等への利便性の向上を図ります。

■主な取組

- | |
|---|
| ○民間事業者が運営する福祉タクシーに関する情報提供
○循環バス、乗合タクシーの運行等による交通弱者等への利便性の確保 |
|---|

（３）障がい者（児）にやさしい生活空間の整備

①住宅のバリアフリー化に向けた支援

関係機関と連携しながら、自宅のバリアフリー化に向けた助成制度等の啓発を図り、バリアフリー住宅の普及に努めます。

■主な取組

- | |
|-------------------------------------|
| ○住宅改造・住宅改修の助成等の実施
○日常生活用具給付事業の実施 |
|-------------------------------------|

②道路環境の整備

市内の国・県道、市道の幹線道路について、必要性を検討しながら国・県と協議し、歩道の段差解消等をすすめていきます。

また、ハートフルパス制度の普及を通して、優しいまちづくりへの理解を広めます。

■主な取組

- | |
|---|
| ○国・県道、市道の歩道の整備や段差解消
○歩道や誘導ブロックの整備継続の実施 |
|---|

（４）防災・防犯ネットワークの構築

①地域での見守り・助け合いの環境づくり

災害時に障がい者（児）の避難等を支援できるよう、小地域ネットワークや自主防災組織による地域の見守り、助け合いのできる環境をつくるとともに、災害時要援護者避難支援計画に基づき、災害などの緊急事態発生時に適切な情報提供や避難行動が行える体制を整備します。

また、障がい者（児）が犯罪などに巻き込まれることのないよう、関係機関・団体と連携し、防犯活動を推進します。

■主な取組

- | |
|-----------------------------|
| ○小地域ネットワーク等による地域による見守り活動の推進 |
|-----------------------------|

- 災害時要援護者避難支援計画の各事業の推進
- 包括連携協定に基づく地域の見守りの連携・協力の継続
- 「１１０番アプリシステム」、「NET119」の普及及び利用促進
- 入所施設等における災害時の避難確保計画の推進
- 消費者センターとの情報共有

(基本目標) 4－7 社会参加・交流の促進

【現状と課題】

地域や周囲の理解と支援により、地域における交流活動やスポーツ・文化活動などを通じて、障がい者（児）が「生きがい」を持って暮らせる地域づくりが必要です。

＜障がい者施策の取り組みからの課題＞

○地域との交流の機会は障がいの程度及び周囲の状況など様々な要因があると思われますが、日頃のコミュニケーション機会づくりから交流につながる機会へと広げていくための取り組みを検討していくことが必要です。

○障がい者（児）も楽しめるスポーツ活動については、種目が限られている状況です。

○地域での活動の場は地域にあるスポーツ・文化活動の人材・団体が役割を担っており、団体等への支援が求められています。

【施 策】

(1) 地域での交流・コミュニケーションが広がる環境づくり

①地域行事等での障がい者（児）がより参加しやすい環境づくり

障がい者（児）がより参加しやすい環境づくり、出展スペースの確保などに努めることで、参加の促進を図ります。

■主な取組

- 地域行事やイベント等、障がい者（児）の参加促進のための環境づくり
- 出展機会の創出
- 「地域の縁がわ」の普及促進

②障がい者（児）の社会参加を支援する福祉マンパワーの確保・活用

障がい者（児）が、幅広く地域活動などに参加することができるよう、上天草市ボランティア連絡協議会、上天草市社会福祉協議会を中心に障害者団体の活動やボランティア団体の活動を支援するとともに、NPO、ボランティア団体への活動を支援していきます。

また、ボランティアなどへの参加意欲がある市民に対して、情報の提供や講座の開設などの支援を行います。

■主な取組

- 上天草市ボランティア連絡協議会による各種ボランティア団体の人材育成

（２）ニーズに対応したスポーツ・文化活動の充実と参加促進

①スポーツ活動の充実

障がい者（児）のニーズに対応したスポーツ活動を充実させていくため、体育協会などのスポーツ団体、身体障害者福祉協会など福祉団体の協力を得ながら、障がい者スポーツ講座及び大会の開催・参加などを支援します。

■主な取組

- 上天草スポーツクラブの障がい者割引制度の活用促進
- 県イベント等との連携による障がい者スポーツ大会等の周知及び参加促進
- 身体障害者福祉協会の活動支援

②文化活動の充実

障がい者（児）が文化・芸術活動に参加しやすくなるよう、手話通訳者及び要約筆記者などを養成し、障がい特性に対応した教室や講座を開催するよう努めます。

また、地域の人材の協力による生涯学習活動団体等との連携により、文化活動への参加の機会を充実していきます。

■主な取組

- 手話教室等における市内のボランティア団体の連携
- 手話通訳者の養成（圏域・市内実施の検討）
- 地域の人材の活用において生涯学習活動団体等との連携
- くまもと障がい者芸術展等への参加の機会の確保及び周知

（３）障がい者（児）の情報交換・社会参加の機会づくり

①障がい福祉事業全般における社会参加・交流の場づくり

各種事業における障がい者（児）間の交流を通して、日常的な情報交換、相談のできる機会を充実していきます。

■主な取組

- 障がい福祉施策における各種事業の実施、それに伴う社会参加・交流の促進
- 各種団体（身障協会等）の活動支援
- 災害時における情報伝達体制の整備
- 意思疎通支援のためのヘルプカードの普及

(基本目標) 4－8 差別の解消・権利擁護の推進

【現状と課題】

障がいのある人への虐待防止及び成年後見制度の利用促進を図り、障がいのある人の権利を擁護する取組を推進することが必要です。

また、行政機関における障がいのある人への合理的配慮を徹底した環境整備に努める必要があります。

＜アンケート調査からの課題＞

○障がいがあることで嫌な思いをしたことが「ある」、「少しだけある」との回答は過半数を超えており、嫌な思いをした場所は「学校・仕事場」が38.8%、「外出先」が29.4%となっています。

○成年後見制度については、「名前も内容も知らない」は50.0%と最も高く、「内容を知らない」が7割を超えています。障がい者（児）の権利を擁護し適切な医療・保健・介護・福祉サービスを受けるためには、成年後見制度等の周知啓発・利用促進が求められています。

【施策】

(1) 「障がいのある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の推進

①障がいへの差別の解消

障がいのある人への不利益取扱いの禁止、合理的配慮など社会的障壁の除去をすすめ、障がい者（児）への差別の解消を推進します。

■主な取組

- 「障がいのある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の推進
- 行政機関における合理的配慮の推進

(2) 障がい者虐待の防止

①障がい者虐待防止対策の強化

障害者虐待防止法の推進を図り、障がい者虐待の未然防止及び早期発見・対応を図ります。

■主な取組

- 障がい者虐待防止に向けての周知・啓発活動の実施
- 市虐待防止センター（福祉課）の設置及び相談機能の強化
- 障害福祉サービス事業者の更なる質の向上

（３）成年後見制度の推進

①権利擁護事業の実施と成年後見制度の利用支援

障がい者（児）の自己決定の尊重・本人保護が損なわれないよう、成年後見制度の利用促進に関する法律に基づき、成年後見制度の推進を図ります。

■主な取組

- 成年後見制度の周知
- 成年後見制度利用支援事業の実施
- 成年後見制度中核機関の設置及び体制整備
- 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用促進

（４）行政等における配慮

①市職員の障がい者（児）への対応の充実

障がい者（児）が相談しやすい市役所をめざし、職員研修等による障がいの理解や各制度等の周知に努めます。

■主な取組

- 職員研修等による窓口対応時の合理的配慮の徹底
- 障害者差別解消法における職員対応要領の制定
- 重層的相談支援体制の整備
- 法定雇用率の達成維持

第5章 計画の推進

5－1 計画の推進体制

(1) 計画の周知

本市に住むすべての人・団体等が、計画の推進力となるよう、本計画を様々な媒体を活用しながら、市民、団体、市職員へ広く周知します。

(2) 各関係機関等と連携した推進

計画の実施については、市内外のさまざまな関係機関との連携により、効果的な取り組みを行います。また、庁内においても関係各課と連携し、効果的な事業の推進を図っていきます。

(3) 上天草市地域福祉計画と連動した計画の推進

本計画は上天草市地域福祉計画の障がい福祉施策をまとめた計画となります。このため、上天草市地域福祉計画と一体的に計画を推進していきます。

5－2 進行管理・評価体制

本計画の進行管理については、計画の進捗状況の把握を行い、上天草市障がい者計画及び障がい福祉計画策定検討委員会への報告を行い、委員からの意見を聞き、必要に応じ計画の見直しを行います。

また、事業の実施状況については、本市が実施する「市民意識調査」等の結果も踏まえて評価を行います。

卷末資料

アンケート調査結果

問1 回答者

全体	本人	家族	施設・病院	その他	無回答
164	78	66	19	0	1

問2 性別

全体	男性	女性
164	97	67

問3 年齢（分類）

全体	0～17歳	18～64歳	65歳～	無回答
164	25	113	24	2

問3 年齢（年代別）

全体	10代未満	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無回答
164	10	20	12	11	28	27	38	16	2

問4 手帳の種類

全体	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	無回答
164	68	73	19	4

問5 行動についての介助の必要性

	自分でできる	時間をかければできる	一部介助が必要	できない全介助	無回答
問5① 食事をするとき	129	9	12	11	3
問5② トイレをするとき	128	5	10	17	4
問5③ 着替えをするとき	113	13	19	16	3
問5④ 入浴するとき	104	7	26	24	3
問5⑤ 掃除・洗濯するとき	63	21	23	54	3
問5⑥ 電話をかけるとき	84	11	16	50	3
問5⑦ 外出するとき	71	12	29	48	4
問5⑧ 買い物をするとき	71	13	26	50	4
問5⑨ 趣味や余暇活動	80	14	32	33	5
問5⑩ 食事や調理をするとき	53	22	27	58	4
問5⑪ サービスに必要な手続き	40	12	28	80	4
問5⑫ お金の管理	54	15	22	69	4
問5⑬ 家の中の移動	111	15	11	23	4

問6 主な介助者

全体	親	祖父母	兄弟・姉妹	配偶者	子ども	施設・病院職員	ホームヘルパー	友人・知人	その他
164	75	1	17	11	2	25	2	2	2
	介助の必要はない	介助者はいない	無回答						
	19	1	7						

問7 介助者の年齢

全体	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	無回答
164	3	4	16	27	20	30	19	17	28

問8 介助者の健康状態

全体	良い	ふつう	よくない	無回答
164	36	88	13	27

問9 介助にかかわる問題点

全体	介助者の身体的負担が大きい	介助者の精神的負担が大きい	介助者の高齢化	その他	特にない	無回答
164	33	44	29	13	45	32

問10 不安や悩み

全体	生活費など経済的なこと	介助者の健康・高齢化	就業・就職のこと	自分の健康のこと	教育・就学のこと	住まいのこと	結婚問題	老後のこと	家族や地域の人間関係のこと	その他
164	62	51	38	78	19	26	15	66	31	6
	特にない	無回答								
	23	32								

問11 悩みや困りごとを相談する相手

全体	家族・親戚	友人・知人	市役所の関係窓口	保健所・福祉総合相談所	社会福祉協議会	相談支援事業者	民生委員・児童委員	かかりつけ医	家族会・障がい者団体	ホームヘルパーなど
164	118	25	17	5	9	19	1	30	3	2
	職場	学校関係	その他	相談する必要がある	どこに相談していいかわからない	無回答				
	13	11	12	4	14	11				

問12 福祉に関する情報源

全体	市・県の広報紙	市・県のホームページ	市役所の窓口	雑誌・新聞	テレビ・ラジオ	インターネット	家族・友人	保健所・福祉総合相談所	社会福祉協議会	職場
164	58	10	21	9	25	19	39	7	10	11
	学校関係	福祉施設	病院	家族会・障がい者団体	その他	どこからも得てない	無回答			
	12	18	31	5	4	18	8			

問13 現在の暮らし

全体	一人で暮らしている	家族と暮らしている	グループホームで暮らしている	福祉施設で暮らしている	病院に入院してる	その他	無回答
164	13	117	6	21	4	2	1

問14 将来地域で生活したいか

全体	今のまま生活したい	グループホームなどを利用したい	家族と一緒に暮らしたい	一般の住宅で一人暮らしをしたい	その他	無回答
25	6	1	8	0	2	8

問15 地域生活のためにあればよい支援

全体	在宅で医療ケアなどが適切に得られること	障がい者に適した住宅の確保	必要な在宅サービスが適切に利用できること	生活訓練などの充実	経済的な負担の軽減	相談対応などの充実	地域住民などの理解	コミュニケーションについての支援	その他
25	5	3	7	5	6	3	3	1	1

問16 通学・通園

全体	通学・通園している	していない	無回答
164	32	101	31

問17 通学・通園している場所

全体	保育園・幼稚園	通常学級	特別支援学級	特別支援学校	大学・専門学校	その他
32	1	5	18	7	0	1

問18 障がいのある子どもの暮らしやすさのために必要なこと

全体	手当年金制度の充実	放課後等デイサービスや障がい福祉サービスの充実	乳幼児期から成人まで一貫して相談事業が受けられる体制	障がいに詳しい医療機関の情報	保育園・幼稚園・小中学校等での受け入れ環境の整備	特別支援学校、特別支援学級の整備	周囲の児童・生徒・保護者及び地域の障がいに対する理解	早期障がいの発見と療育支援の早期開始	学童保育や一時預かり事業	親同士の交流の場
164	82	50	44	52	42	40	49	41	23	27
	親が働き続けることができること	将来の就労の場	その他	無回答						
	45	58	3	45						

問19 障がい福祉サービスの認知度

	全体	知っている	知らない	無回答
問19① (1) 居宅介護 サービスについて	164	72	44	48
問19② (1) 同行援護 サービスについて	164	25	88	51
問19③ (1) 短期入所 サービスについて	164	63	50	51
問19④ (1) 生活介護 サービスについて	164	63	50	51
問19⑤ (1) 療養介護 サービスについて	164	31	82	51
問19⑥ (1) 自立訓練 サービスについて	164	50	64	50
問19⑦ (1) 就労移行支援 サービスについて	164	40	70	54
問19⑧ (1) 就労継続支援 サービスについて	164	52	62	50
問19⑨ (1) 共同生活支援 サービスについて	164	63	53	48
問19⑩ (1) 施設入所支援 サービスについて	164	48	66	50
問19⑪ (1) 児童発達支援 サービスについて	164	32	79	53
問19⑫ (1) 放課後等デイサービス サービスについて	164	62	52	50
問19⑬ (1) 移動支援事業 サービスについて	164	32	81	51
問19⑭ (1) 地域活動支援センター事業 サービスについて	164	25	88	51
問19⑮ (1) 日中一時支援事業 サービスについて	164	28	87	49
問19⑯ (1) 相談支援事業 サービスについて	164	42	71	51
問19⑰ (1) コミュニケーション支援事業 サービスについて	164	16	96	52
問19⑱ (1) 日常生活用具給付事業 サービスについて	164	37	76	51
問19⑲ (1) 訪問入浴サービス事業 サービスについて	164	49	65	50
問19⑳ (1) 免許取得・改造助成事業 サービスについて	164	27	85	52

問19 障がい福祉サービスの利用状況

	全体	利用している	利用していない	無回答
問19① (2) 居宅介護 現在の利用状況	164	2	129	33
問19② (2) 同行援護 現在の利用状況	164	5	120	39
問19③ (2) 短期入所 現在の利用状況	164	6	121	37
問19④ (2) 生活介護 現在の利用状況	164	22	103	39
問19⑤ (2) 療養介護 現在の利用状況	164	3	124	37
問19⑥ (2) 自立訓練 現在の利用状況	164	21	107	36
問19⑦ (2) 就労移行支援 現在の利用状況	164	5	121	38
問19⑧ (2) 就労継続支援 現在の利用状況	164	20	112	32
問19⑨ (2) 共同生活支援 現在の利用状況	164	7	121	36
問19⑩ (2) 施設入所支援 現在の利用状況	164	18	102	44
問19⑪ (2) 児童発達支援 現在の利用状況	164	3	115	46
問19⑫ (2) 放課後等デイサービス 現在の利用状況	164	14	109	41
問19⑬ (2) 移動支援事業 現在の利用状況	164	7	116	41
問19⑭ (2) 地域活動支援センター事業 現在の利用状況	164	2	118	44
問19⑮ (2) 日中一時支援事業 現在の利用状況	164	18	106	40

問19⑯ (2)	相談支援事業 現在の利用状況	164	31	92	41
問19⑰ (2)	コミュニケーション支援事業 現在の利用状況	164	1	119	44
問19⑱ (2)	日常生活用具給付事業 現在の利用状況	164	11	112	41
問19⑲ (2)	訪問入浴サービス事業 現在の利用状況	164	2	121	41
問19⑳ (2)	免許取得・改造助成事業 現在の利用状況	164	1	121	42

問19 障がい福祉サービスの利用意向

		全体	利用したい	利用したくない	無回答
問19① (3)	居宅介護 今後の利用意向	164	11	98	55
問19② (3)	同行援護 今後の利用意向	164	7	91	66
問19③ (3)	短期入所 今後の利用意向	164	16	89	59
問19④ (3)	生活介護 今後の利用意向	164	10	87	67
問19⑤ (3)	療養介護 今後の利用意向	164	8	96	60
問19⑥ (3)	自立訓練 今後の利用意向	164	17	84	63
問19⑦ (3)	就労移行支援 今後の利用意向	164	21	83	60
問19⑧ (3)	就労継続支援 今後の利用意向	164	31	75	58
問19⑨ (3)	共同生活支援 今後の利用意向	164	21	84	59
問19⑩ (3)	施設入所支援 今後の利用意向	164	13	81	70
問19⑪ (3)	児童発達支援 今後の利用意向	164	9	87	68
問19⑫ (3)	放課後等デイサービス 今後の利用意向	164	16	84	64
問19⑬ (3)	移動支援事業 今後の利用意向	164	15	85	64
問19⑭ (3)	地域活動支援センター事業 今後の利用意向	164	11	88	65
問19⑮ (3)	日中一時支援事業 今後の利用意向	164	14	88	62
問19⑯ (3)	相談支援事業 今後の利用意向	164	31	70	63
問19⑰ (3)	コミュニケーション支援事業 今後の利用意向	164	14	84	66
問19⑱ (3)	日常生活用具給付事業 今後の利用意向	164	22	79	63
問19⑲ (3)	訪問入浴サービス事業 今後の利用意向	164	9	92	63
問19⑳ (3)	免許取得・改造助成事業 今後の利用意向	164	15	86	63

問20 サービスを利用しない理由

全体	障がい福祉サービスを利用する必要がない	家族や親せきが世話をしてくれるので必要がない	経済的な理由から障がい福祉サービスを利用できない	障がい福祉サービスの制度や利用の仕方がわからない	利用したい障害福祉サービスがない	市役所や施設など他人の世話になるのは抵抗があるから	その他	無回答
164	45	41	7	25	8	3	23	55

問21 現在仕事をしているか

全体	働いている	働いていない	無回答
164	46	112	6

問22 仕事先

全体	一般就労など正職員・正社員	一般就労などアルバイト・パート	就労継続A型事業所	就労継続B型事業所	自営業者	内職・自営業の手伝い	その他	無回答
46	10	7	4	16	2	2	4	1

問23 仕事上の不安や不満

全体	職場の設備に不備がある	通勤が大変である	技術や能力が生かせない	人間関係がうまくいかない	職場や仕事に将来性がない	収入が少ない	健康保険・厚生年金がない	就労時間や仕事内容の負担が大きい	その他	特にない
46	3	6	2	5	3	12	2	3	3	20

問24 働いていない理由

全体	幼少または高齢である	求職中・職業訓練中	障がいが高く仕事ができない	働きたくない	働く場が見つからない	賃金が低いなどの労働条件が悪い	自分にある仕事がない	通勤が困難	家事・介護・育児のため	障がい者についての職場の理解が悪い
112	37	4	33	4	12	2	12	5	1	4
	働くことに不安がある	就労にあたっての相談先がわからない	その他							
	15	4	14							

問25 就労するために必要なこと

全体	訓練を受けて、仕事の知識や技術を覚えること	訓練を受けて、基礎的な作業能力を身につけること	障がいの状態や希望にあわせた仕事の紹介	障がいの状態にあわせた仕事をさせること	職場のバリアフリー化が図られていること	ジョブコーチがいること	一緒に仕事をする人の理解・協力	悩みや相談に乗ってくれる人がいること	職場への行き帰りが困らないこと	健康管理に気を付けること
164	39	32	47	65	13	44	55	40	40	37
	仕事にやる気をもつこと	特に必要なことはない	その他	無回答						
	36	10	15	40						

問26 外出頻度

全体	ほぼ毎日	週に3～4回	週に1～2回	月に1～3回	年に数回	外出していない	無回答
164	63	26	27	20	16	7	5

問27 外出の際に利用する交通手段

全体	徒歩または自転車	あなたが運転する自動車・バイク等	あなたが以外が運転する自動車・バイク等への同乗	バス	電車等の公共交通機関	障がい福祉サービス利用に伴う送迎または福祉タクシー	その他	無回答
152	32	31	64	7	0	7	8	3

問28 外出時に困ること（複数）

全体	歩道・車道・段差などの障害物	バスやタクシーの乗り降り	障がい者用の駐車場が少ない	建物の段差	介助者がいない	利用できるトイレが少ない	周りの人に手助けを頼みにくい	周囲の目が気になる	緊急時の対応	その他
152	27	11	15	15	5	16	9	15	29	18
	無回答									
	64									

問29 外出の目的

全体	通勤	通学	通所・短期入所	買い物	散歩	通院	趣味・娯楽	その他	無回答
164	33	22	11	101	36	66	39	13	13

問30 災害時の行動

全体	近くの避難場所に行く	家で助けを待つ	家族に任せている	どうしていいかわからない	避難場所がわからない	避難ができない	その他	無回答
164	60	23	59	28	9	13	12	16

問31 差別や嫌な思いをした経験

全体	ある	少しだけ ある	ない	無回答
164	35	50	62	17

問32 差別等を受けた場所

全体	学校・仕事場	仕事を探すとき	病院などの医療機関	外出先	余暇を楽しむとき	住んでいる地域	その他
85	33	7	12	25	7	18	6

問33 成年後見制度の認知度

全体	名前も内容も知っている	名前を聞いたことはあるが、内容は知らない	名前も内容も知らない	無回答
164	30	35	82	17

問34 成年後見制度を利用した方がよいか

全体	利用する必要がある	利用する必要性がない	わからない	無回答
164	23	41	82	18

問35 上天草市は障がいのある方にとって暮らしやすいか

全体	とても暮らしやすい	どちらかという暮らしやすい	どちらかという暮らしにくい	とても暮らしにくい	無回答
164	12	60	50	15	27

問36 暮らしやすいまちづくりのために必要なこと

全体	障がいに関する啓発・広告の充実	障がい児保育・教育の充実	障がい者の参画の推進	就労支援の推進	年金・手当の拡充	公共施設などのバリアフリー化の推進	災害時の支援体制の強化	在宅医療の充実	医療費助成の充実	在宅サービスの充実
164	36	43	27	50	91	38	47	20	62	21
	福祉施設の充実	相談窓口の充実	交流の場の確保	ボランティアの育成	その他	特に必要だと思うことはない	無回答			
	62	46	33	11	10	5	14			

問37 上天草市の障がい福祉について

全体	記入あり	無回答
164	39	125

上天草市障がい者計画及び障がい福祉計画

策定検討委員会委員名簿

区分	所属	役職	氏名
委員	上天草市議会	文教厚生常任委員長	小西 涼司
委員	障害者支援施設 きずなの里	施設長	石山 幸樹
委員	NPO法人どんぐり村	施設長	楠元 町子
委員	上天草市 身体障害者福祉協会	副会長	岩原 武巳
委員	上天草市社会福祉協議会	事務局長	静谷 正幸
委員	上天草総合病院	病院長	脇田 富雄
委員	障がい児親の会	会長	竹本 利恵
委員	上天草市民生委員児童委員 協議会連合会	会長	柿原 晃夫
委員	上天草市 ボランティア連絡協議会	会長	坂口 米子
委員	学識経験者	保健師	杉田 ひとみ